

第6章 先導的関連文化財群と文化財保存活用先導エリア

第1節 先導的関連文化財群

1 先導的関連文化財群の考え方

16の関連文化財群のうち、次の2つについては既に取り組を進めています。

④港町と海道文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～

⑨築城と城下町の形成～福山の近世の記憶と遺産～

これらを構成する文化財等は、市域の中央部及び南部が中心ですが、北部を含めた全市的な文化財の活用やネットワークを構成するため、既に一部、文化財の保存・活用・整備に取り組んでいる次の関連文化財群について、計画期間における取組をめざします。

②古墳が物語る歴史と文化～備後（福山）における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり～

③街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～

⑪福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～

これら5つを先導的関連文化財群と捉え、基本的事項（設定の考え方、名称、ストーリー）を整理し、取組に向けた課題、方針、措置を設定します。

一方、これら以外の11の関連文化財群については、関連文化財群やその他文化財に関する学習機会の確保、情報提供などに取り組みつつ、関係する地域における市民・地域活動団体等の気運の高まりなどを考慮し、取組を検討します。なお、テーマ等の再構築や新たな関連文化財群の設定を含め、本計画期間を超えての取組も想定します。

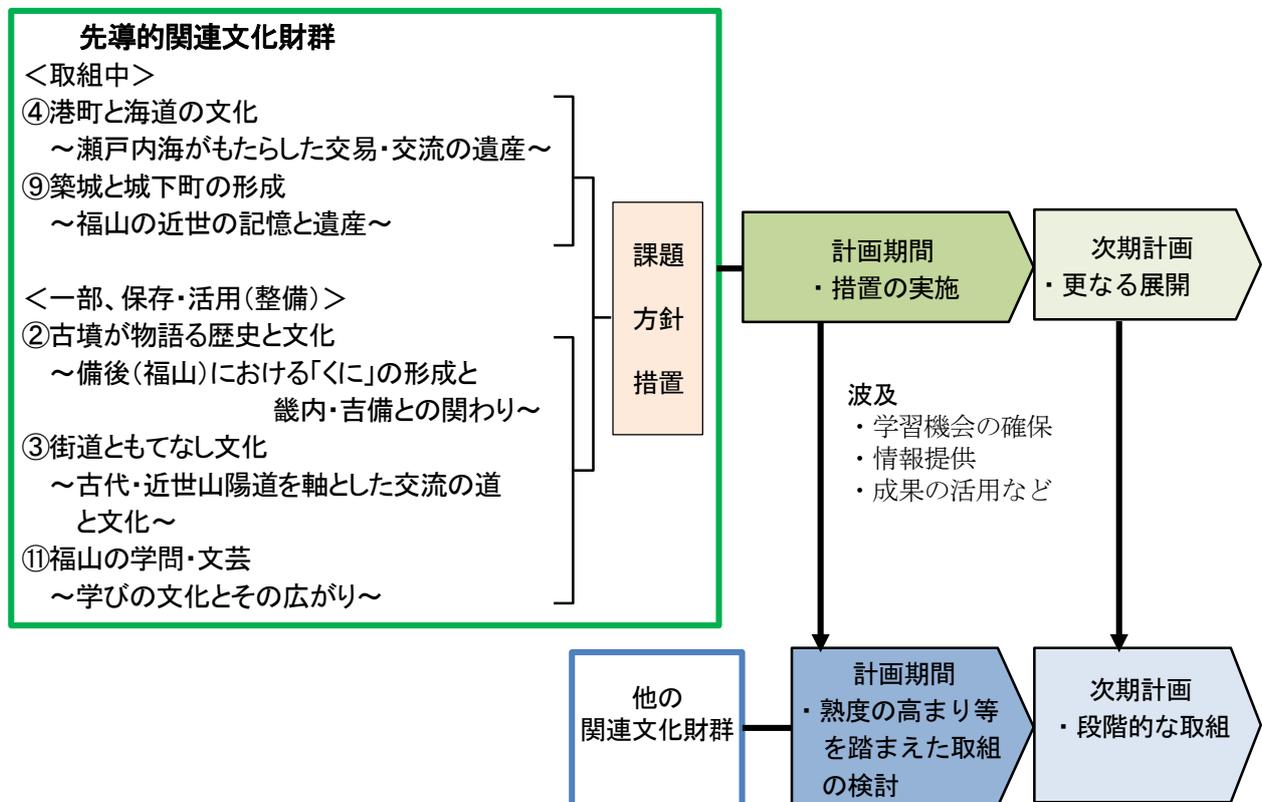


図 6-1 5つの先導的関連文化財群の取組とその波及

2 取組に着手している先導的関連文化財群

(1) 群④ 港町と海道文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～

ア 関連文化財群に関する基本的事項

【設定の考え方】

瀬戸内海の海上交通や港町、関連する遺跡や建造物などをつなぐ関連文化財群です。海上交通やそれを利用した交易・交流を通じて培われた歴史と文化を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

本関連文化財群において、構成文化財が集中しているのが鞆であり、重要文化財建造物の保存修理や重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物等の修理・修景事業、鞆町町並み保存拠点施設「鞆てらす」の整備・活用、日本遺産としての情報発信、観光振興などに取り組んでいます。

したがって、実質的に関連文化財群として取組に着手しており、更に発展させ他の関連文化財群へ波及させるため、先導的関連文化財群として設定します。

【名称】

港町と海道文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～

【ストーリー】

福山市は瀬戸内の中央部に位置し、前面の海域は東西からの潮流がぶつかる潮目にあたり、こうした地の利を生かして海上交通・交易の拠点が多数存在していました。

その代表的な拠点が鞆であり、奈良時代の歌集『万葉集』には大伴旅人が瀬戸内海を經由して大宰府から都へ帰る途中に詠んだ鞆の浦の歌3首が収録されています。戦国末期には室町幕府最後の将軍である足利義昭が鞆幕府と呼ばれる政権を立ち上げ、江戸時代には朝鮮通信使の寄港地となり、迎賓館となった福禅寺対潮楼からの眺望は「日東第一形勝」と称賛されました。幕末には三条実美や坂本龍馬が滞在し、その足跡を伝える建造物もあります。この他、内海町や走島町などの島嶼部にも古くからの港があり、今も生活や産業の基盤として継承されています。

一方、現在では内陸部となっている場所や河川沿いにも港町と関わりの深い文化財があり、深津、奈良津、吉津、津之郷、柳津、今津など、「津」の付く地名が多数あります。

このように海道が通り、人・物・文化・情報が行き交い繁栄した歴史を、関係する文化財をめぐることによって体感し、学ぶことができます。



明王院五重塔・本堂（国宝）



太田家住宅（重要文化財）



鞆港湾施設（国自然）

表 6-1 「港町と海道の文化」の構成文化財一覧

指定等	種類	種別	名称
国指定	有形文化財	建造物	明王院五重塔
国指定	有形文化財	建造物	明王院本堂
国指定	有形文化財	建造物	安国寺釈迦堂
国指定	有形文化財	建造物	太田家住宅
国指定	有形文化財	建造物	太田家住宅朝宗亭
国指定	有形文化財	建造物	磐台寺観音堂
国指定	有形文化財	建造物	沼名前神社能舞台
国指定	記念物	遺跡	朝鮮通信使遺跡靱福禪寺境内
国指定	記念物	遺跡	宮の前廃寺跡
国指定	記念物	名勝地	靱公園
国選定	伝統的建造物群		福山市靱町伝統的建造物群保存地区
県指定	有形文化財	建造物	沼名前神社鳥居
県指定	有形文化財	建造物	弁天島塔婆（九層石塔婆）
県指定	記念物	遺跡	靱七卿落遺跡
県指定	記念物	遺跡	備後安国寺
県指定	記念物	遺跡	平賀源内生祠
県指定	記念物	植物	安国寺のソテツ
県指定	記念物	地質鉱物	仙酔島の海食洞
県指定	記念物	地質鉱物	仙酔層と岩脈
市指定	有形文化財	建造物	岡本家長屋門
市指定	有形文化財	建造物	靱の津の商家
市指定	有形文化財	建造物	沼名前神社石とうろう
市指定	有形文化財	歴史資料	福禪寺対潮楼朝鮮通信使関係史料
市指定	民俗文化財	有形	靱の津の力石
市指定	民俗文化財	無形	お手火神事
市指定	民俗文化財	無形	お弓神事
市指定	記念物	遺跡	大可島城跡
市指定	記念物	遺跡	靱城跡
国登録	有形文化財	建造物	いろは丸展示館
国登録	有形文化財	建造物	南禅坊本堂
国登録	有形文化財	建造物	南禅坊山門
国登録	有形文化財	建造物	林家住宅主屋
未指定	有形文化財	建造物	靱の津塔
未指定	有形文化財	建造物	平の法界碑
未指定	民俗文化財	無形	アイヤ節
未指定	記念物	遺跡	草戸千軒町遺跡
未指定	記念物	遺跡	小松寺
未指定	記念物	遺跡	敷名番所跡
未指定	記念物	遺跡	唐船千家の市
未指定	記念物	遺跡	靱港湾施設
未指定	記念物	遺跡	村上庄屋敷跡
未指定	伝統的建造物群		歴史的町並み（内海）



図 6-2 先導的関連文化財群「港町と海道の文化」の構成文化財の分布（一部）

イ 関連文化財群の保存・活用に関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・構成文化財のうち、詳細な調査が行われているものは限定的です。
- ・宮の前廢寺跡や明王院五重塔・本堂、島嶼部の文化財などとの周遊ルートの設定やマップの作成・普及、案内板・誘導板の設置などの情報発信やガイダンス機能が不十分です。
- ・軀の一部の文化財や明王院ではボランティアガイドや保存活用などの担い手の育成・確保が進んでいますが、他の地域に所在する文化財ではできていません。
- ・国指定文化財の保存整備は継続的に実施していますが、それ以外の文化財での実施は限定的です。
- ・構成文化財が集中しているのが軀であり、重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区における建造物の保存修理、軀町並み保存拠点施設「軀てらす」の整備・活用、日本遺産を活用した情報発信と観光振興などに取り組んでおり、これらの取組をさらに展開する必要があります。

【方針】

- 構成文化財の新たな把握や価値の調査・顕在化を図ります。
- 構成文化財が集中する軀町とそれ以外の地域をつなぐ周遊ルートを設定し、関連文化財群が理解でき、めぐってみたいとなるマップの作成・普及と案内板・誘導板の整備などガイダンス機能の強化に取り組みます。
- 構成文化財の担い手の状況を把握しながら、その育成と確保に取り組みます。
- 軀においては、重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業の実施、空き家再生、軀町並み保存拠点施設「軀てらす」の運営など引き続き保存対策とまちづくりを進めます。
- 日本遺産（軀）の取組においては、本関連文化財群に関する情報発信も行い、相乗効果の発揮に努めます。

【措置】

関連文化財群の保存・活用に関する方針を踏まえ、「港町と海道の文化」の措置を次のとおり設定します。

表 6-2 「港町と海道の文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(1/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
と価値の顕在化	1-2-1 分 野 別 の 文 化 財 の 専 門 的 な 調 査 研 究 の 推 進	継 続 ②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。	○		◎	市・他			
		継 続 ③伝統的建造物の調査 近世を中心とする歴史的な町並みに所在する伝統的建造物の把握調査などを実施する。	○	○	◎	市・他	■	■	■
		拡 充 ⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他	■	■	■
支援	2-2-1 文 化 財 の 保 存 ・ 活 用 に 関 わ る 担 い 手 ・ 団 体 の 育 成	拡 充 ④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他			
		拡 充 ⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			
		2-2-3 の 育 成 ・ 支 援	拡 充 ②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他		
		拡 充 ③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイドを養成する。		◎	◎	市・他			
(4)文化財の保存・活用及び整備(個々の文化財)	2-4-1 文 化 財 の 保 存 ・ 整 備	継 続 ④福禅寺(史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画に基づき福禅寺所蔵資料のガイダンス施設整備などの保存整備を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継 続 ⑧明王院(国宝)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、国宝明王院五重塔の美観向上整備や仏像など所蔵資料の修理を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継 続 ⑨太田家住宅(重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存修理を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継 続 ⑩沼名前神社能舞台(重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画を策定し、鏡板の整備などを行う。	◎		○	国・県・市・他			
		継 続 ⑫「世界の記憶」(市重文資料)の保存修理★ 適切な保存・活用に向けて、「世界の記憶」に登録されている「福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係資料」の保存修理を実施する。	◎		○	市・他			
		拡 充 ⑮登録文化財の保存整備の推進(林家住宅主屋) 経年劣化等により保存整備が必要な国の登録文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	国・市・他			

表 6-2 「港町と海道の文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
(5)文化財の案内・情報発信とガイドダンス機能の強化	2-5-1 整備 説明板・案内板等の サイン類の計画的な	継続	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確認するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。	○		◎	市・他			
		拡充	②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。	○		◎	市・他			
	2-5-2 実 た I C T を活 用し 情報発信の充	継続	①ホームページや SNS 等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページや SNS で歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
		拡充	②VR や AR などの最新技術を活用した手法の検討★ VR や AR などの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
	2-5-3 の充 文化財へのア クセス・誘導	継続	①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他			
		新規	③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
新規		④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。			◎	市・他				
(1)つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり(関連文化財群、日本遺産)	3-1-1 関連文化財群の推進に向けた取組	新規	①関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成★ 関連文化財群の歴史文化とストーリーを体感することができるよう、市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら周遊ルートとマップを作成する。	○	◎	◎	市・他			
		継続	②日本遺産(鞆)の情報発信の強化★ 鞆の浦を舞台に認定された日本遺産のストーリーについて、ホームページやパンフレットによる周知、グッズ販売、食の振る舞いイベントなどを通じて継続的に情報発信を行う。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	③2つの関連文化財群(港町・福山城)の取組★ 関連文化財群「港町と海道の文化」、「築城と城下町の形成」について、鞆まちづくりビジョンや史跡福山城跡保存活用地域計画などの計画に基づき、鞆町重要伝統的建造物群保存地区や史跡福山城跡など、関係する文化財の調査や保存整備を行う。	○	◎	◎	市・他			
		新規	⑤関連文化財群の周知と取組の促進 市民や地域、団体などと連携しながら、16 の関連文化財群の周知方法や取組の検討を行う。	○	◎	◎	市・他			

表 6-2 「港町と海道の文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(2) 周辺環境を含めた文化財の保存・活用による文化の薫り高い地域づくり (重要伝統的建造物群保存地区、文化財保存活用ゾーン、日本遺産)	3-2-1	継続 ① 鞆町伝建地区内における伝統的建造物の特定の推進 鞆町伝建地区内の所有者と協議・連携しながら伝統的建造物の特定を推進し、町並み保存を図る。	○	○	◎	市・他			
		継続 ② 補助制度を活用した修理・修景事業の実施 国の補助制度を活用しながら、鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、鞆町伝建地区内の修理・修景を継続的に実施する。	○	○	◎	市・他			
		継続 ③ 鞆町並み保存拠点施設の運営・維持管理 鞆町並み保存拠点施設を適切に運営・管理する。	○	○	◎	市・他			
		継続 ④ 空き家の再生活用による町並み保存の促進★ 鞆町並み保存拠点施設にて、鞆町内の空き家の情報収集・発信や相談業務などを行いながら空き家所有者と空き家利活用希望者のマッチングを行い、空き家の再生活用により町並み保存を促進する。	○	○	◎	市・他			

(2) 群⑨ 築城と城下町の形成～福山の近世の記憶と遺産～

ア 関連文化財群に関する基本的事項

【設定の考え方】

福山城の築城と城下町の建設、藩政の遺産をつなぐ関連文化財群です。近世の福山を物語る有形・無形の文化財を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

本関連文化財の中心的な位置にあるのが福山城跡やその周辺で、福山城築城 400 年記念事業として、天守北壁の鉄板張り等の外観の復元的整備、城郭建造物への夜間照明の設置、福山城博物館のリニューアル、講演会や各種イベントの開催などに取り組みました。また、福山城跡を含めた福山駅周辺から中央公園までを「居心地が良く歩きたくなる」エリアへ変えていくため、民間の事業者と行政が連携して取組を進めています。加えて、この一帯には福山城博物館、広島県立博物館等の文化施設が集積しています。

したがって、関連文化財群として取組に着手しており、更に発展させ他の関連文化財群へ波及させるため、先導的関連文化財群として設定します。

【名称】

築城と城下町の形成～福山の近世の記憶と遺産～

【ストーリー】

福山城は江戸時代に西日本の外様大名を牽制するため、譜代大名で初代福山藩主の水野勝成によって築城されました。以降、城下町の建設や上水道整備、開墾や干拓による農地の確保と村の形成、藩内の寺社の修理・再建、綿花栽培やい草・畳表の生産などの産業振興を次々と行い、現在の福山の基礎を築きました。

福山城は第二次世界大戦中に戦災に遭い、天守と御湯殿が焼失しましたが、伏見櫓、筋鉄御門は焼失から免れました。天守や御湯殿、明治時代に取り壊された月見櫓は鉄筋コンクリートで復興されています。堀の大半は埋め立てられましたが、これらの建造物や石垣等によって、勇壮で美しい姿を今に伝えています。

一方、旧城下町一帯では福山城と瀬戸内海をつなぐ入川跡や水道跡、千間土手跡など近世の土木遺産をみることができます。

この他、市北部の加茂町百谷には、伊万里焼、九谷焼とともに、17 世紀の日本三大色絵磁器といわれる姫谷焼の窯跡があり、福山藩との関係が指摘されています。

このように各所で城郭や城下町、藩政の遺産があり、街中で歴史的な景観を体感し、近世の歴史や文化を学ぶことができます。



福山城跡 (史跡)



福山誠之館高等学校記念館
(国：登録有形文化財)



どんどん池

表 6-3 「築城と城下町の形成」の構成文化財一覧

指定等	種類	種別	名称
国指定	有形文化財	建造物	福山城筋鉄御門
国指定	有形文化財	建造物	福山城伏見櫓
国指定	記念物	遺跡	福山城跡
県指定	有形文化財	建造物	観音寺表門
県指定	有形文化財	建造物	観音寺本堂
県指定	民俗文化財	無形	二上りおどり
県指定	記念物	遺跡	姫谷焼窯跡
県指定	記念物	遺跡	水野勝成墓
市指定	有形文化財	建造物	旧内藤家長屋門
市指定	有形文化財	建造物	福山城鐘櫓
市指定	記念物	遺跡	阿部正方墓域
市指定	記念物	遺跡	福山城跡小丸山
市指定	記念物	遺跡	福山城三之丸北御門外柵石塁跡
市指定	記念物	遺跡	福山城三之丸西御門櫓台跡
市指定	記念物	遺跡	水野勝俊墓域
国登録	有形文化財	建造物	福山市福寿会館
国登録	有形文化財	建造物	福山誠之館高等学校記念館
未指定	有形文化財	建造物	上田玄蕃直次之碑
未指定	有形文化財	建造物	小阪山墓田碑
未指定	有形文化財	歴史資料	一揆関係資料
未指定	有形文化財	歴史資料	福山誠之館同窓会所蔵資料
未指定	無形		能
未指定	民俗文化財	無形	とんど
未指定	記念物	遺跡	一文字堤防
未指定	記念物	遺跡	入川跡
未指定	記念物	遺跡	上田玄蕃一族の墓
未指定	記念物	遺跡	旧福山港跡
未指定	記念物	遺跡	五本松跡
未指定	記念物	遺跡	千間土手跡
未指定	記念物	遺跡	上水道跡
未指定	記念物	遺跡	中山外記重直の墓
未指定	記念物	遺跡	福山医学黎明の地
未指定	記念物	遺跡	福山城跡（史跡指定地外）
未指定	記念物	遺跡	町割
未指定	記念物	遺跡	御手洗川の上水
未指定	記念物	遺跡	三吉陣屋跡の大井戸
未指定	文化的景観		道三川、吉津川などの小河川
未指定	文化的景観		どんどん池
未指定	伝統的建造物群		城背地域の社寺群
未指定	文化財の周辺環境		地名

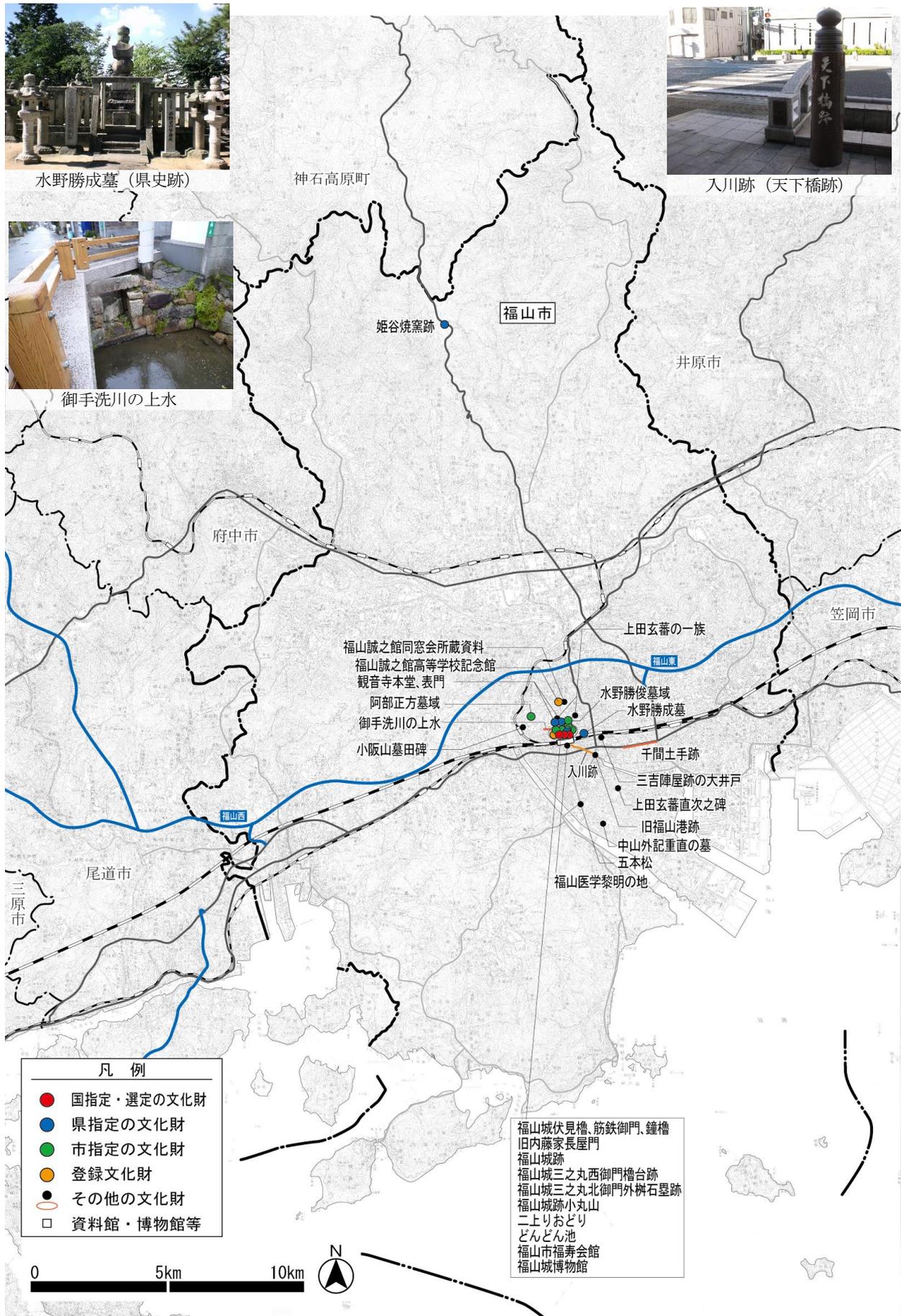


図 6-3 先導的関連文化財群「築城と城下町の形成」の構成文化財の分布 (一部)

イ 関連文化財群の保存・活用に関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・福山城の遺構や関連する文化財は、福山城周辺だけでなく、さらに広範囲に所在していますが、それらを含めた周遊ルートの設定やマップの作成などはできていません。
- ・福山城周辺以外では関連する文化財の把握が十分ではありません。
- ・福山城ではボランティアガイドによる案内が行われていますが、福山城以外を案内するガイドは限定的です。
- ・市民や観光客等が実際に現地を訪れるような情報発信が不十分です。

【方針・措置】

- 構成文化財をつなぐ周遊ルートを設定し、関連文化財群が理解でき、めぐってみたいくなるマップの作成と普及に取り組みます。
- 構成文化財の価値の調査・顕在化を図るとともに、福山城周辺以外の地域の関連する文化財の把握に取り組みます。
- 福山城のボランティアガイドと連携を図りながら、構成文化財を保存活用する担い手の育成と確保に取り組みます。
- 福山城周辺以外の案内板や誘導板、説明板などのガイダンス機能の整備に取り組みます。
- 市民や観光客等が構成文化財をめぐったり、学んだりするような情報発信や体験機会の確保に取り組みます。

【措置】

関連文化財群の保存・活用に関する方針を踏まえ、「築城と城下町の形成」の措置を次のとおり設定します。

表 6-4 「築城と城下町の形成」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(1/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化	1-2-1 の推進	継続 ①市内遺跡発掘調査 埋蔵文化財包蔵地について、開発等に伴う発掘調査(試掘調査・確認調査)や記録保存などを継続的に実施し、埋蔵文化財の保護と本市の歴史文化の解明に努める。	○		◎	市・他			
		継続 ②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。	○		◎	市・他			
		拡充 ⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他			
	1-2-3 の取組	継続 ②東京阿部家資料の調査 東京阿部家から寄贈・寄託を受けた資料の写真撮影や文書の解読を実施し、デジタルアーカイブ化や目録の作成などを行う。	○		◎	市・他			
	継続 ③福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)調査★ 福山城伏見櫓・筋鉄御門の本質的価値を明らかにするため、建造物、文献などの学術調査を実施する。	○		◎	市・他				
	拡充 ⑥史跡福山城跡の確認調査★ 史跡整備や開発行為等に伴い、遺跡の範囲や遺構の有無などを確認するための調査を実施し、価値の明確化を図る。	○	○	◎	市・他				
会の確保・充実	2-1-3 の開催	継続 ②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。	○	○	◎	市・他			
	2-1-4 の開催	拡充 ①文化財めぐりの実施★ 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。	○	○	◎	市・他			
担い手づくりと活動支援	2-2-1 の育成	拡充 ④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他			
		拡充 ⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			

表 6-4 「築城と城下町の形成」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
い 手 づ く り と 活 動 支 援 (2)文化財を保存・活用する担	2-2-3	継続	①歴史文化ガイドとの連携強化(廉塾、福山城)★ 保存整備などで新たに得られた知見の共有や文化財に係る行事などを通じて、既存の歴史文化ガイドとの連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイドを養成する。		◎	◎	市・他			
び 整 備 (個々の文化財)	2-4-1	継続	②福山城跡(史跡・建造物)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画及び整備基本計画に基づき発掘調査や排水施設整備、建造物修理、石垣・建造物復元などの保存整備を実施する。			◎	国・市・他			
		継続	④県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	県・市・他			
(5)文化財の案内・情報発信とガイド機能の強化	2-5-1	継続	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確認するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。	○		◎	市・他			
		拡充	②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。	○		◎	市・他			
	2-5-2	継続	①ホームページやSNS等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページやSNSで歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
		拡充	②VRやARなどの最新技術を活用した手法の検討★ VRやARなどの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
	2-5-3	継続	①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他			
		新規	③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
	新規	④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。			◎	市・他				

表 6-4 「築城と城下町の形成」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(1)つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり (関連文化財群、日本遺産)	3-1-1 関連文化財群の推進に向けた取組	新規 ①関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成★ 関連文化財群の歴史文化とストーリーを体感することができるよう、市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら周遊ルートとマップを作成する。	○	◎	◎	市・他			
	拡充	③2つの関連文化財群(港町・福山城)の取組★ 関連文化財群「港町と海道の文化」、「築城と城下町の形成」について、鞆まちづくりビジョンや史跡福山城跡保存活用地域計画などの計画に基づき、鞆町重要伝統的建造物群保存地区や史跡福山城跡など、関係する文化財の調査や保存整備を行う。	○	◎	◎	市・他			
	新規	⑤関連文化財群の周知と取組の促進 市民や地域、団体などと連携しながら、16の関連文化財群の周知方法や取組の検討を行う。	○	◎	◎	市・他			

3 取組を開始する先導的関連文化財群

(1) 群② 古墳が語る歴史と文化～備後（福山）における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり～

ア 関連文化財群に関する基本的事項

【設定の考え方】

古墳や関わりのある文化財、資料館等をつなぐ関連文化財群です。古墳の形や築造方法、その背景、当時の社会構造や精神世界などを見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

本関連文化財群においては、二子塚古墳の整備や古墳めぐりのモデルコースの設定、ウォークイベントなどが行われています。

したがって、既に一部、関連文化財群に関係する取組を行っており、更に発展させ他の関連文化財群へ波及させるため、先導的関連文化財群として設定します。

【名称】

古墳が語る歴史と文化～備後（福山）における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり～

【ストーリー】

福山市（備後地域）は、吉備国の一部であった時代があり、古墳時代の中期までは吉備勢力の影響を受ける中で古墳が築造されたと考えられます。しかし、古墳時代の後期になると、畿内との関わりが強くなり、そのことを西日本最後の前方後円墳である二子塚古墳とそこから出土した双龍環頭柄頭そうりゅうかんとうつかがしら たつやまいしや竜山石（兵庫県高砂市産）を使用した石棺が物語っています。

また、古墳時代の前期・中期・後期の古墳があり、それらから埋葬施設の変化、前方後円墳の出現など、時代的な特徴や変遷を体験的に学ぶことができます。

これらの古墳は稲作に適し、当時の穀倉地帯ともいえる神辺平野一帯に集積しています。松永湾岸などの沿岸部においても古墳がみられ、古くから海上交通における港湾管理、製塩をはじめとした海産資源の掌握など、海を背景とした富の集積があったと考えられます。

このように時代的な特徴を有する数多くの古墳が所在し、後に畿内との関係で築造された古代山城などとあわせてめぐること、福山市域と吉備や畿内との関係を周辺の環境・景観と併せて体感し、当時の地域の姿を想像しつつ、古墳の形や築造方法、その背景、当時の社会構造、精神世界などを学ぶことができます。



二子塚古墳。後円部の石室入口付近



出土した双龍環頭柄頭

表 6-5 「古墳が物語る歴史と文化」の構成文化財一覧

指定等	種類	種別	名称
国指定	記念物	遺跡	二子塚古墳
県指定	記念物	遺跡	石鎚山古墳群
県指定	記念物	遺跡	猪ノ子古墳
県指定	記念物	遺跡	大迫古墳
県指定	記念物	遺跡	大佐山白塚古墳
県指定	記念物	遺跡	北塚古墳
県指定	記念物	遺跡	迫山第1号古墳
県指定	記念物	遺跡	曾根田白塚古墳
県指定	記念物	遺跡	大坊古墳
県指定	記念物	遺跡	松本古墳
県指定	記念物	遺跡	山の神古墳
市指定	記念物	遺跡	イコーカ山古墳
市指定	記念物	遺跡	大蔭2号古墳
市指定	記念物	遺跡	長波古墳
市指定	記念物	遺跡	釜屋1号古墳
市指定	記念物	遺跡	坂部4号古墳
市指定	記念物	遺跡	スベリ石1号古墳
市指定	記念物	遺跡	常権現1号古墳
市指定	記念物	遺跡	永松古墳
市指定	記念物	遺跡	本谷1号古墳
未指定	記念物	遺跡	池之坊墳墓群
未指定	記念物	遺跡	石鎚権現第5号古墳
未指定	記念物	遺跡	茨城（古代山城）
未指定	記念物	遺跡	尾市第1号古墳
未指定	記念物	遺跡	大谷古墳
未指定	記念物	遺跡	尾ノ上古墳
未指定	記念物	遺跡	掛迫第6号古墳
未指定	記念物	遺跡	金江古墳群
未指定	記念物	遺跡	亀山第1号古墳
未指定	記念物	遺跡	御領古墳群
未指定	記念物	遺跡	迫山第9号古墳
未指定	記念物	遺跡	汐首第2号古墳
未指定	記念物	遺跡	潮崎山古墳
未指定	記念物	遺跡	正福寺裏山1号古墳
未指定	記念物	遺跡	菅野北迫古墳
未指定	記念物	遺跡	常城（古代山城）
未指定	記念物	遺跡	二塚古墳
未指定	記念物	遺跡	本郷中野古墳
未指定	記念物	遺跡	御堂山遺跡
未指定	記念物	遺跡	餅草古墳
未指定	記念物	遺跡	ヤブロ古墳
未指定	記念物	遺跡	山口遺跡
未指定	記念物	遺跡	狼塚第2号古墳

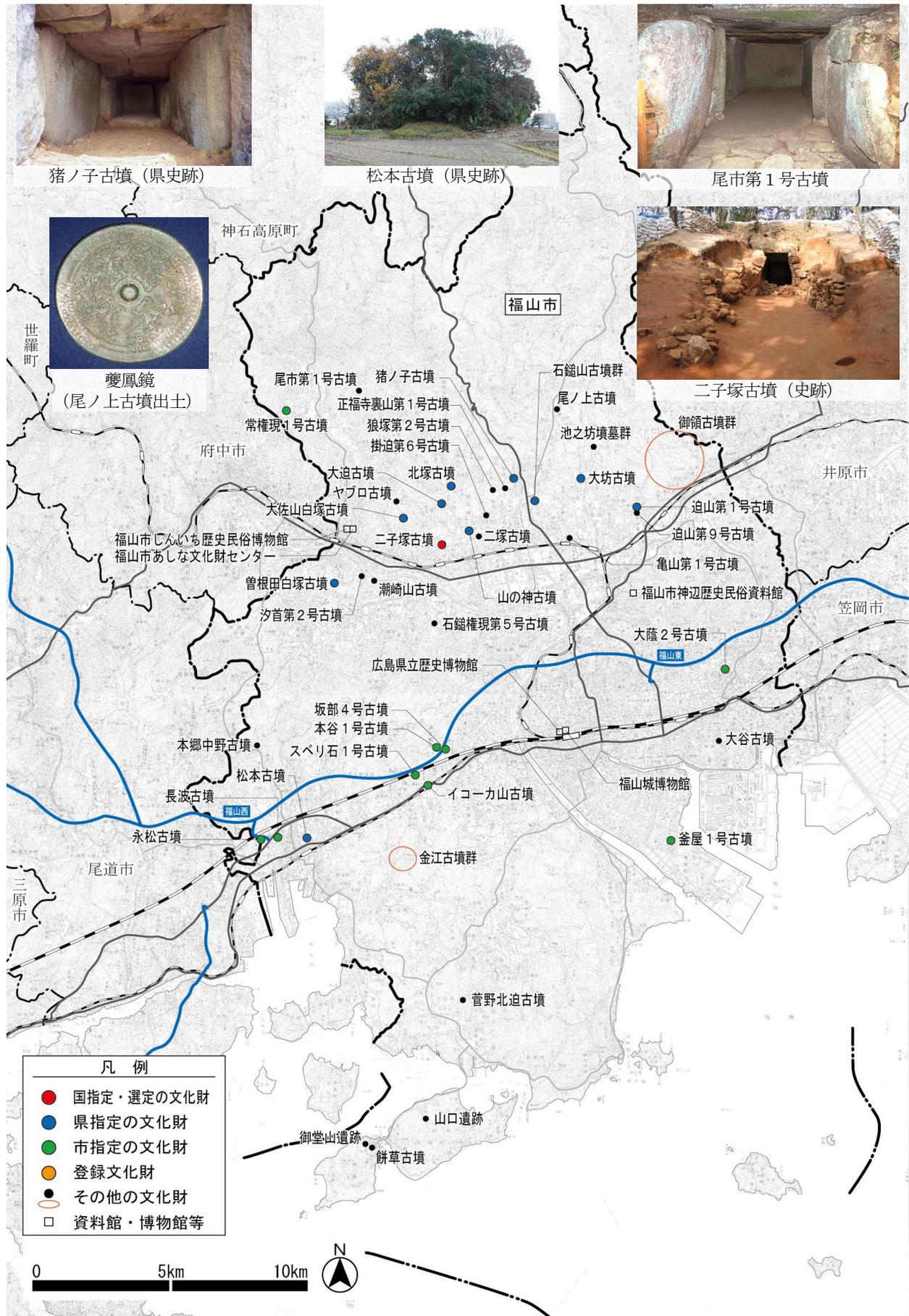


図 6-4 先導的関連文化財群「古墳が物語る歴史と文化」の構成文化財の分布 (一部)

イ 関連文化財群の保存・活用に関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・保存整備が完了した二子塚古墳を核として、古墳をつないだ活用が期待されますが、周遊ルートの設定やマップの作成などは限定的です。
- ・構成文化財の中には詳細な調査が進んでいないものがあります。
- ・二子塚古墳などではボランティアガイドによる案内が行われ、他の古墳でも清掃などの日常的な維持管理が行われているものがありますが、その担い手の育成と確保は十分ではありません。
- ・アクセスしにくい古墳もありますが、案内板や誘導板、説明板などガイダンス機能の整備は不十分です。
- ・市民や観光客等が実際に現地を訪れるような情報発信が不十分です。

【方針】

- これまでの二子塚古墳を中心とした取組を踏まえつつ、構成文化財をつなぐ周遊ルートの設定とマップの充実などに取り組みます。
- 構成文化財の価値を調査し、顕在化を図ります。
- ボランティアガイドや清掃などの日常的な維持管理を行う担い手の育成と確保に取り組みます。
- 構成文化財の案内板や誘導板、説明板などのガイダンス機能の整備に取り組みます。
- 市民や観光客等が構成文化財をめぐったり、学んだりするような情報発信や体験機会の確保に取り組みます。

【措置】

関連文化財群の保存・活用に関する方針を踏まえ、「古墳が物語る歴史と文化」の措置を次のとおり設定します。

表 6-6 「古墳が語る歴史と文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(1/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化	1-2-1 分 野 別 の 文 化 財 の 専 門 的 な 調 査 研 究 の 推 進	継続 ①市内遺跡発掘調査 埋蔵文化財包蔵地について、開発等に伴う発掘調査(試掘調査・確認調査)や記録保存などを継続的に実施し、埋蔵文化財の保護と本市の歴史文化の解明に努める。	○		◎	市・他			
	拡 充	⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他	■■■■	■■■■	■■■■
	1-2-3 文 化 財 の 調 査 研 究 に 基 づ いた 価 値 の 顕 在 化 の 取 組	拡 充 ⑦福山市内の古墳の総合的調査★ 終末期古墳や松永湾岸古墳群など、市内に所在する特徴的な古墳について、把握調査や発掘調査などの各種調査を行い、価値の解明と明確化を図る。	○	○	◎	市・他			
会の確保・充実	2-1-3 文 化 財 や 歴 史 に 関 わ る 講 演 会 ・ 講 座 等 の 開 催	継続 ②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。	○	○	◎	市・他			
	2-1-4 文 化 財 め ぐ り 等 の 体 験 機 会 の 確 保 ・ 充 実	拡 充 ①文化財めぐりの実施★ 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。	○	○	◎	市・他			
担い手づくりと活動支援	2-2-1 文 化 財 の 保 存 ・ 活 用 に 関 わ る 担 い 手 ・ 団 体 の 育 成	拡 充 ④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他			
		拡 充 ⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			

表 6-6 「古墳が物語る歴史と文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
担い手づくりと活動支援	2-2-3 支援	②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他			
		③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイドを養成する。		◎	◎	市・他			
文化財	2-4-1 文化財の保存・整備	③二子塚古墳(史跡)の維持管理 適切に保存・活用するため、草刈りや樹木剪定、トイレ清掃などの維持管理を継続して実施する。		○	◎	国・市・他			
		④県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	県・市・他			
		⑥尾市1号古墳及び市内終末期古墳の指定に向けた取組の推進★ 発掘調査や調査報告書の整理などを行い、指定に向けた取組を推進する。			◎	市・他			
(5)文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の強化	2-5-1 整備	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線確保のため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。	○		◎	市・他			
		②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。	○		◎	市・他			
	2-5-2 実・強化	①ホームページや SNS 等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページや SNS で歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
		②VR や AR などの最新技術を活用した手法の検討★ VR や AR などの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
	2-5-3 の充実	①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他			
		③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
	④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。			◎	市・他				

表 6-6 「古墳が物語る歴史と文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(1)つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり (関連文化財群、日本遺産)	3-1-1 関連文化財群の推進に向けた取組	新規 ①関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成★ 関連文化財群の歴史文化とストーリーを体感することができるよう、市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら周遊ルートとマップを作成する。	○	◎	◎	市・他			
	新規 ④3つの関連文化財群(古墳・街道・学問)の取組★ 関連文化財群「古墳が物語る歴史と文化」、「街道ともてなし文化」、「福山の学問と文芸」について、本市の歴史文化の魅力を特徴付けるものとして、終末期古墳や特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅など、関係する文化財の調査や保存整備を行う。	○	◎	◎	市・他				
	新規 ⑤関連文化財群の周知と取組の促進 市民や地域、団体などと連携しながら、16の関連文化財群の周知方法や取組の検討を行う。	○	◎	◎	市・他				

(2) 群③ 街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～

ア 関連文化財群に関する基本的事項

【設定の考え方】

古代（中世）山陽道と近世山陽道をはじめ多数の街道、関連する遺跡や建造物、もてなしの文化などをつなぐ関連文化財群です。街道を通じて培われた歴史と文化を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

本関連文化財群においては、辻堂の調査を行っており、また、廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存整備や神辺本陣の詳細な調査が進んでいます。

したがって、既に一部、関連文化財群に係る取組を行っており、更に発展させ他の関連文化財群へ波及させるため、先導的関連文化財群として設定します。

【名称】

街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～

【ストーリー】

福山市における古代（中世）山陽道のルートは明確ではありませんが、備中国府（総社市）、備後国府（府中市）を経て安芸国に至ることから、神辺平野を通過していたこととなります。古代（中世）山陽道に関わると推定される主要な文化財は、備後国分寺跡、小山池廃寺跡、中谷廃寺跡、最明寺跡（品治駅推定地）、慶徳廃寺跡、及び吉備津神社などをあげることができます。

近世山陽道は、神辺平野の東部地域では山裾を通り、備後国分寺前で南東へ進み、神辺宿、今津宿を経て尾道に至ります。沿道には、数多くの辻堂や道標、一里塚跡があるとともに、神辺や今津などには歴史的な町並みや建造物が残されています。

このほか、脇街道である尾道街道、藪路街道、神辺街道、鞆街道、石州街道、笠岡街道などのルートを確認することができ、沿道には道標や辻堂など、往時の面影を感じることができる文化財が残されています。

このような街道に関わる遺産をめぐり、地域の歴史や「もてなしの文化」を体感し、学ぶことができます。



道城辻堂（中組地藏堂）



家後屋辻堂（葛原堂）

表 6-7 「街道ともてなし文化」の構成文化財一覧

指定等	種類	種別	名称
国指定	有形文化財	建造物	吉備津神社本殿
国指定	記念物	遺跡	廉塾ならびに菅茶山旧宅
県指定	有形文化財	建造物	神辺本陣
県指定	有形文化財	建造物	吉備津神社神楽殿
県指定	記念物	遺跡	神辺本陣跡
県指定	記念物	遺跡	相方城跡
市指定	有形文化財	建造物	吉備津神社大鳥居
市指定	有形文化財	建造物	吉備津神社下随神門
市指定	有形文化財	建造物	吉備津神社拜殿
市指定	有形文化財	建造物	吉備津神社六角燈籠
市指定	記念物	遺跡	今津本陣跡
市指定	記念物	遺跡	中谷廃寺跡
市指定	記念物	遺跡	棕山城跡
未指定	有形文化財	建造物	相方城城門
未指定	有形文化財	建造物	辻堂
未指定	有形文化財	建造物	天神坂馬供養塔
未指定	有形文化財	歴史資料	道標
未指定	民俗文化財	有形	常夜燈
未指定	記念物	遺跡	一里塚跡
未指定	記念物	遺跡	小山池廃寺跡
未指定	記念物	遺跡	慶徳廃寺跡
未指定	記念物	遺跡	最明寺跡（品治駅推定地）
未指定	記念物	遺跡	備後国分寺跡
未指定	記念物	遺跡	藪路大峠
未指定	記念物	遺跡	古代（中世）山陽道
未指定	記念物	遺跡	近世山陽道
未指定	記念物	遺跡	脇街道：尾道街道、藪路街道、神辺街道、鞆街道、石州街道、笠岡街道
未指定	伝統的建造物群		歴史的町並み（神辺宿）



図 6-5 先導的関連文化財群「街道ともてなし文化」の構成文化財の分布 (一部)

イ 関連文化財群の保存・活用に関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・近世山陽道沿いを中心に構成文化財が数多く所在しますが、周遊ルートの設定やマップの作成などは限定的です。
- ・構成文化財のうち指定文化財については一定の調査が行われ、未指定文化財の辻堂は総合的把握調査を行っていますが、旧宿場町や脇街道沿いの構成文化財などは詳細な調査が行われていません。
- ・廉塾ならび菅茶山旧宅や神辺本陣などではボランティアガイドによる案内が行われ、旧街道沿いの文化財は地域で維持管理が行われていますが、担い手の育成と確保が十分ではありません。
- ・構成文化財は市内の広範囲に所在しますが、案内板や誘導板、説明板などガイダンス機能の整備は不十分です。
- ・市民や観光客等が実際に現地を訪れるような情報発信等が不十分です。

【方針】

- 指定文化財や辻堂の総合的把握調査や成果を踏まえながら、構成文化財をつなぐ周遊ルートの設定とマップの作成などに取り組みます。
- 新たな構成文化財の把握や価値の調査・顕在化に取り組みます。
- 構成文化財の価値や魅力を情報発信しながら、ボランティアガイドなどの担い手の育成と確保に取り組みます。
- 地元が整備している案内板や誘導板、説明板などの状況を踏まえながら、ガイダンス機能の整備に取り組みます。
- 市民や観光客等が構成文化財をめぐったり、学んだりするような情報発信や体験機会の確保に取り組みます。

【措置】

関連文化財群の保存・活用に関する方針を踏まえ、「街道ともてなし文化」の措置を次のとおり設定します。

表 6-8 「街道ともてなし文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(1/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
(2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化	1-2-1	継続	①市内遺跡発掘調査 埋蔵文化財包蔵地について、開発等に伴う発掘調査(試掘調査・確認調査)や記録保存などを継続的に実施し、埋蔵文化財の保護と本市の歴史文化の解明に努める。	○		◎	市・他			
		継続	②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。	○		◎	市・他			
		継続	③伝統的建造物の調査 近世を中心とする歴史的な町並みに所在する伝統的建造物の把握調査などを実施する。	○	○	◎	市・他		
		拡充	⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他		
	1-2-3	継続	④神辺本陣(県史跡・県重文)に関する調査★ 建造物や文献調査などにより基礎情報を整理するとともに、その価値の明確化を図る。	○		◎	市・他			
(1)文化財を大切にすることと体験・学習機会の確保・充実	2-1-3	継続	②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。	○	○	◎	市・他			
	2-1-4	拡充	①文化財めぐりの実施★ 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。	○	○	◎	市・他			
	2-2-1	拡充	④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他			
(2)文化財を保存・活用する担い手づくりと活動支援		拡充	⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			

表 6-8 「街道ともてなし文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
い 手 づ く り と 活 動 支 援	2-2-3 援 歴 史 文 化 ガ イ ド の 育 成 ・ 支	継 続	①歴史文化ガイドとの連携強化(廉塾、福山城)★ 保存整備などで新たに得られた知見の共有や文化財 に関係する行事などを通じて、既存の歴史文化ガイド との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			
		拡 充	②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連 続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他			
		拡 充	③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や 現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイ ドを養成する。		◎	◎	市・他			
の 文 化 財	2-4-1 文 化 財 の 保 存 ・ 整 備	継 続	①廉塾(特別史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画及び整備 基本計画に基づき建物修理などの保存整備と駐車場な どの便益施設整備を実施する。	◎		○	国・県・ 市・他			
		継 続	⑤一宮(史跡・建造物)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて指定地内の建造物や石垣等の 修理、環境整備を実施する。	◎		○	国・県・ 市・他			
		継 続	⑥神辺本陣(県史跡・県重文)の保存整備★ 建物のき損等に対して適宜応急修理を実施するとと もに、適切な保存・活用に向けて建物の根本修理など の実施を検討する。	◎		○	国・県・ 市・他			
		継 続	⑭県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化 財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	県・市・ 他		
5 文 化 財 の 案 内 ・ 情 報 発 信 と ガ イ ダ ン ス 機 能 の 強 化	2-5-1 整 備	継 続	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確認 するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインに よる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実 施する。	○		◎	市・他			
		拡 充	②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明 板について、多言語化の記載や改修を実施する。	○		◎	市・他			
	2-5-2 実 ・ 強 化	継 続	①ホームページや SNS 等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学び や観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームペー ジや SNS で歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
		拡 充	②VR や AR などの最新技術を活用した手法の検討★ VR や AR などの最新技術を活用し、本市の文化財の魅 力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
	2-5-3 の 充 実	継 続	①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、 文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板 を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他		
		新 規	③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マッ プを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
新 規	④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理 者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板 を設置する。				◎	市・他				

表 6-8 「街道ともてなし文化」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
(1)つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり (関連文化財群、日本遺産)	3-1-1	新規	①関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成★ 関連文化財群の歴史文化とストーリーを体感することができるよう、市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら周遊ルートとマップを作成する。	○	◎	◎	市・他			
		新規	④3つの関連文化財群(古墳・街道・学問)の取組★ 関連文化財群「古墳が物語る歴史と文化」、「街道ともてなし文化」、「福山の学問と文芸」について、本市の歴史文化の魅力を特徴付けるものとして、終末期古墳や特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅など、関係する文化財の調査や保存整備を行う。	○	◎	◎	市・他			
		新規	⑤関連文化財群の周知と取組の促進 市民や地域、団体などと連携しながら、16の関連文化財群の周知方法や取組の検討を行う。	○	◎	◎	市・他			

(3) 群⑪ 福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～

ア 関連文化財群に関する基本的事項

【設定の考え方】

福山ゆかりの学問や文芸に関わる歴史上の人物とその足跡をつなぐ関連文化財群です。各地に残され、伝えられている“知”の遺産を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

本関連文化財群においては、中心的な構成文化財である廉塾ならびに菅茶山旧宅、窪田次郎生家跡の保存整備が進んでいます。

したがって、既に一部、関連文化財群に係る取組を行っており、更に発展させ他の関連文化財群へ波及させるため、先導的関連文化財群として設定します。

【名称】

福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～

【ストーリー】

福山市は、江戸時代後期の儒学者である菅茶山、藩校「誠之館」を設立した福山藩阿部家第7代藩主阿部正弘、明治において全国に先駆けて初等教育普及の素地をつくった窪田次郎、大正・昭和時代に活躍した日本を代表する童謡詩人葛原しげるをはじめとした人材が輩出するとともに、数多くの文人墨客、文化人などがこの地に足跡を残しています。

菅茶山は神辺宿に廉塾を開き、今でも茶山旧宅や塾関係施設などが良好に残されており、「廉塾ならびに菅茶山旧宅」として特別史跡に指定されています。

広島県立誠之館高等学校は、阿部正弘により創設された藩校「誠之館」に由来し、校内には藩校「誠之館」の玄関部分などが残る福山誠之館高等学校記念館があります。

窪田次郎に関しては加茂町に生家跡があり、庭園には多くの庭石が配列され、本宅跡の礎石と蔵が残存しています。

童謡「夕日」などを作詩した葛原しげるの出身地である神辺町には、生家である葛原邸と「夕日」の童謡歌碑、ゆかりの地や記念碑などが各地にあり、童謡の故郷といえます。

また、能や琴、書道、茶道等の市民の芸術文化活動が活発に行われています。

このように学問・文芸に関わる人材が輩出してきた歴史や文化を、先人たちの足跡や業績を伝える遺産をめぐり、そして市民の文芸に関わる活動を体感し、学ぶことができます。



廉塾ならびに菅茶山旧宅（特別史跡）



窪田次郎生家跡（市史跡）

表 6-9 「福山の学問・文芸」の構成文化財一覧

指定等	種類	種別	名称
国指定	有形文化財	建造物	沼名前神社能舞台
国指定	有形文化財	歴史資料	菅茶山関係資料
国指定	記念物	遺跡	廉塾ならびに菅茶山旧宅
県指定	有形文化財	書跡・典籍	葛原勾当日記
県指定	記念物	遺跡	平賀源内生祠
市指定	有形文化財	書跡・典籍	野々口立圃文書
市指定	有形文化財	書跡・典籍	山本瀧之助関係資料
市指定	記念物	遺跡	窪田次郎生家跡
国登録	有形文化財	建造物	福山市福寿会館
国登録	有形文化財	建造物	福山誠之館高等学校記念館
未指定	有形文化財	建造物	井伏鱒二文学碑
未指定	有形文化財	建造物	板坂寛翁の墓碑
未指定	有形文化財	建造物	掛谷宗一博士生家
未指定	有形文化財	建造物	歓喜庵本堂
未指定	有形文化財	建造物	喜多流大島能楽堂
未指定	有形文化財	建造物	木下夕爾句碑
未指定	有形文化財	建造物	葛原家住宅
未指定	有形文化財	建造物	三蔵稲荷神社能舞台
未指定	有形文化財	建造物	持光寺の堀無疆招魂碑
未指定	有形文化財	建造物	松林堂と信岡武平治崇徳碑
未指定	有形文化財	建造物	関藤藤陰先生碑
未指定	有形文化財	建造物	高島先生景慕之碑
未指定	有形文化財	建造物	中山績園頌徳碑
未指定	有形文化財	建造物	中村華精の碑
未指定	有形文化財	建造物	箱田了然頌徳
未指定	有形文化財	建造物	芭蕉句碑(深津、鞆、今津)
未指定	有形文化財	建造物	福山市ぬまくま文化館(枝広邸)
未指定	有形文化財	工芸品など	東京阿部家資料
未指定	無形文化財		能、茶道、書道
未指定	記念物	遺跡	神村啓蒙所跡
未指定	記念物	遺跡	佐戸島小学校跡
未指定	記念物	遺跡	三宝寺の藤井葦川墓
未指定	記念物	遺跡	箱田良助生誕の地
未指定	記念物	遺跡	福山医学黎明の地
未指定	記念物	遺跡	宮原直仰の墓
未指定	記念物	名勝地	光円寺庭園
未指定	文化財の周辺環境		培遠高等小学校と五十川訊堂



図 6-6 先導的関連文化財群「福山の学問・文芸」の構成文化財の分布 (一部)

イ 関連文化財群の保存・活用に関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・構成文化財の中心は、特別史跡である廉塾ならびに菅茶山旧宅となりますが、周遊ルートの設定やマップ作成などはできていません。
- ・構成文化財には未指定文化財が多数含まれていますが、価値の把握は限定的です。
- ・菅茶山関係資料や葛原勾当日記などの美術工芸品も多くありますが、活用や情報発信の担い手の育成と確保は不十分です。
- ・構成文化財は市内の広範囲に所在しますが、案内板や誘導板、説明板などガイダンス機能の整備は不十分です。
- ・市民や観光客等が実際に現地を訪れるような情報発信が不十分です。

【方針】

- これまでの調査や保存整備等の取組を踏まえながら、構成文化財をつなぐ周遊ルートの設定とマップの作成などに取り組みます。
- 廉塾ならびに菅茶山旧宅、窪田次郎生家跡の保存整備の中で価値の調査を進めるとともに、新たな構成文化財の把握や価値の調査・顕在化に取り組みます。
- 美術工芸品についても、活用や情報発信の担い手の育成と確保に取り組みます。
- 多岐にわたる学問・文芸の内容などにも考慮しながら、案内板や誘導板、説明板などガイダンス機能の整備に取り組みます。
- 能、琴、茶道、書道等の市民・民間での活動との連携を図りながら、市民や観光客等が構成文化財をめぐったり、学んだりするような情報発信や体験機会の確保に取り組みます。

【措置】

関連文化財群の保存・活用に関する方針を踏まえ、「福山の学問・文芸」の措置を次のとおり設定します。

表 6-9 「福山の学問・文芸」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(1/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
在化 (2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕	1-2-1	継続 ②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。	○		◎	市・他			
		継続 ③伝統的建造物の調査 近世を中心とする歴史的な町並みに所在する伝統的建造物の把握調査などを実施する。	○	○	◎	市・他	■	■	■
		拡充 ④無形文化財実態調査★ 担い手の減少などによって保存継承が危惧される祭りや年中行事、民俗芸能、食文化、伝統産業などの無形文化財の現地調査を実施する。	○	○	◎	市・他	■	■	■
		拡充 ⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他	■	■	■
会の確保・充実 (1)文化財を大切にすること心づくりと体験・学習機	2-1-3	継続 ②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。	○	○	◎	市・他			
	2-1-4	拡充 ①文化財めぐりの実施★ 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。	○	○	◎	市・他	■	■	■
担い手づくりと活動支援 (2)文化財を保存・活用する	2-2-1	拡充 ④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他	■	■	■
		拡充 ⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他	■	■	■

表 6-9 「福山の学問・文芸」の措置一覧 (※第5章に記載する措置から関係するものを再掲)

(2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
(2)文化財を保存・活用する 担い手づくりと活動支援	2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援	継続	①歴史文化ガイドとの連携強化(廉塾、福山城)★ 保存整備などで新たに得られた知見の共有や文化財に関する行事などを通じて、既存の歴史文化ガイドとの連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイドを養成する。		◎	◎	市・他			
(4)文化財の保存・活用及び整備 (個々の文化財)	2-4-1 文化財の保存・整備	継続	①廉塾(特別史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画及び整備基本計画に基づき建物修理などの保存整備と駐車場などの便益施設整備を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑦窪田次郎生家跡(市史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存整備を実施する。	◎		○	市・他	■■■■		
		継続	⑩沼名前神社能舞台(重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画を策定し、鏡板の整備などを行う。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑭県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	県・市・他	■■■■		
(5)文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の強化	2-5-1 説明板・案内板等の計画的な整備	継続	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確認するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。	○		◎	市・他			
		拡充	②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。	○		◎	市・他			
	2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化	継続	①ホームページやSNS等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページやSNSで歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
		拡充	②VRやARなどの最新技術を活用した手法の検討★ VRやARなどの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
	2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実	継続	①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他	■■■■		
		新規	③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
		新規	④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。			◎	市・他			

表 6-9 「福山の学問・文芸」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(1)つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり (関連文化財群、日本遺産)	3-1-1 関連文化財群の推進に向けた取組	新規 ①関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成★ 関連文化財群の歴史文化とストーリーを体感することができるよう、市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら周遊ルートとマップを作成する。	○	◎	◎	市・他			
	新規 ④3つの関連文化財群(古墳・街道・学問)の取組★ 関連文化財群「古墳が物語る歴史と文化」、「街道ともてなし文化」、「福山の学問と文芸」について、本市の歴史文化の魅力を特徴付けるものとして、終末期古墳や特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅など、関係する文化財の調査や保存整備を行う。	○	◎	◎	市・他				
	新規 ⑤関連文化財群の周知と取組の促進 市民や地域、団体などと連携しながら、16の関連文化財群の周知方法や取組の検討を行う。	○	◎	◎	市・他				

第2節 文化財保存活用先導エリア

1 文化財保存活用先導エリアの考え方

第3章第2節では、9つの文化財保存活用ゾーンを設定しました。

このゾーンは、文化財の保存・活用を総合的・一体的に行うもので、行政、文化財の所有者、市民・地域活動団体、民間団体、大学等が連携しながら、めざす目標に向けて取り組むことが求められます。なお、庁内においても文化財担当部局だけでなく、まちづくり、観光、産業振興など行政他部局との連携が必要です。

ただし、本計画の期間内に9つのゾーンで一斉に措置を展開することは困難です。

そこで本計画では、歴史文化を生かしたまちづくりが動き出している福山城や中心市街地一帯、鞆、及び廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存整備が進み、住民等による維持管理やガイドの活動が行われている神辺町（神辺宿一帯）を、文化財保存活用先導エリアと位置づけます。これら3つのエリアはそれぞれ、中央地区、南部臨海地区、北東部地区の一部に当たります。

<文化財保存活用先導エリア>

- 福山城・中心市街地エリア（中央地区）
- 鞆の浦・日本遺産エリア（南部臨海地区）
- 神辺町並みエリア（北東部地区）

これら先導エリアでの取組を進めるとともに、その効果や経験を、それぞれの文化財保存活用ゾーンに広げていきます。

さらに、先導エリアでの実績を他の文化財保存活用ゾーンの取組に波及させるよう、情報発信や勉強会の開催、先導エリアでの体験機会の確保などに取り組みます。

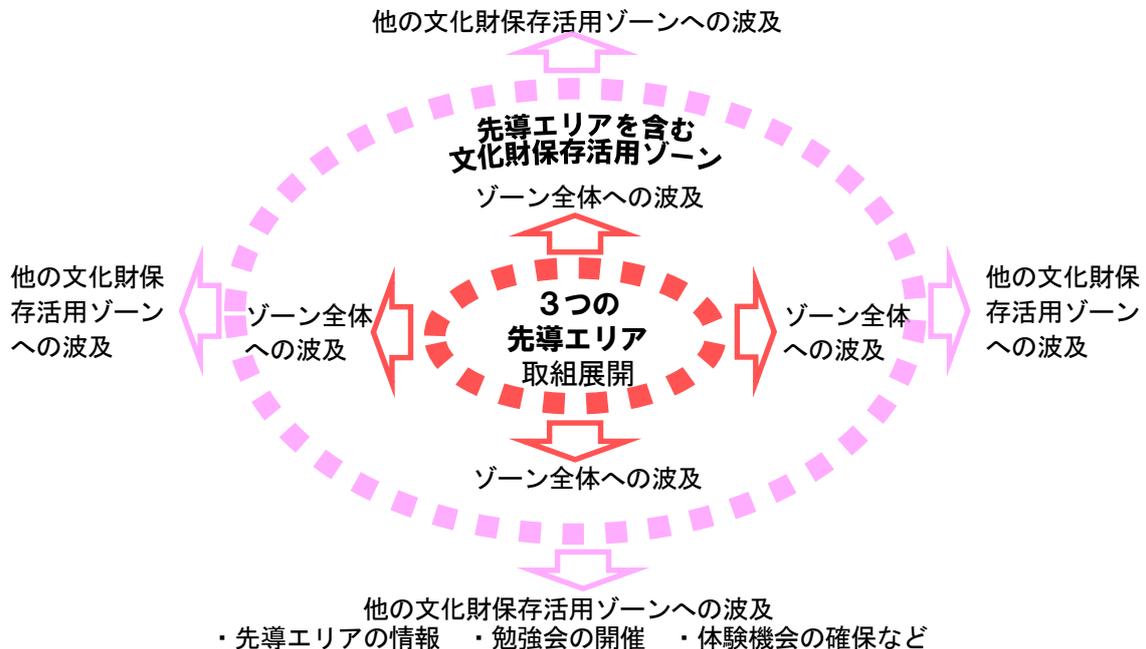


図 6-7 文化財保存活用先導エリアの展開

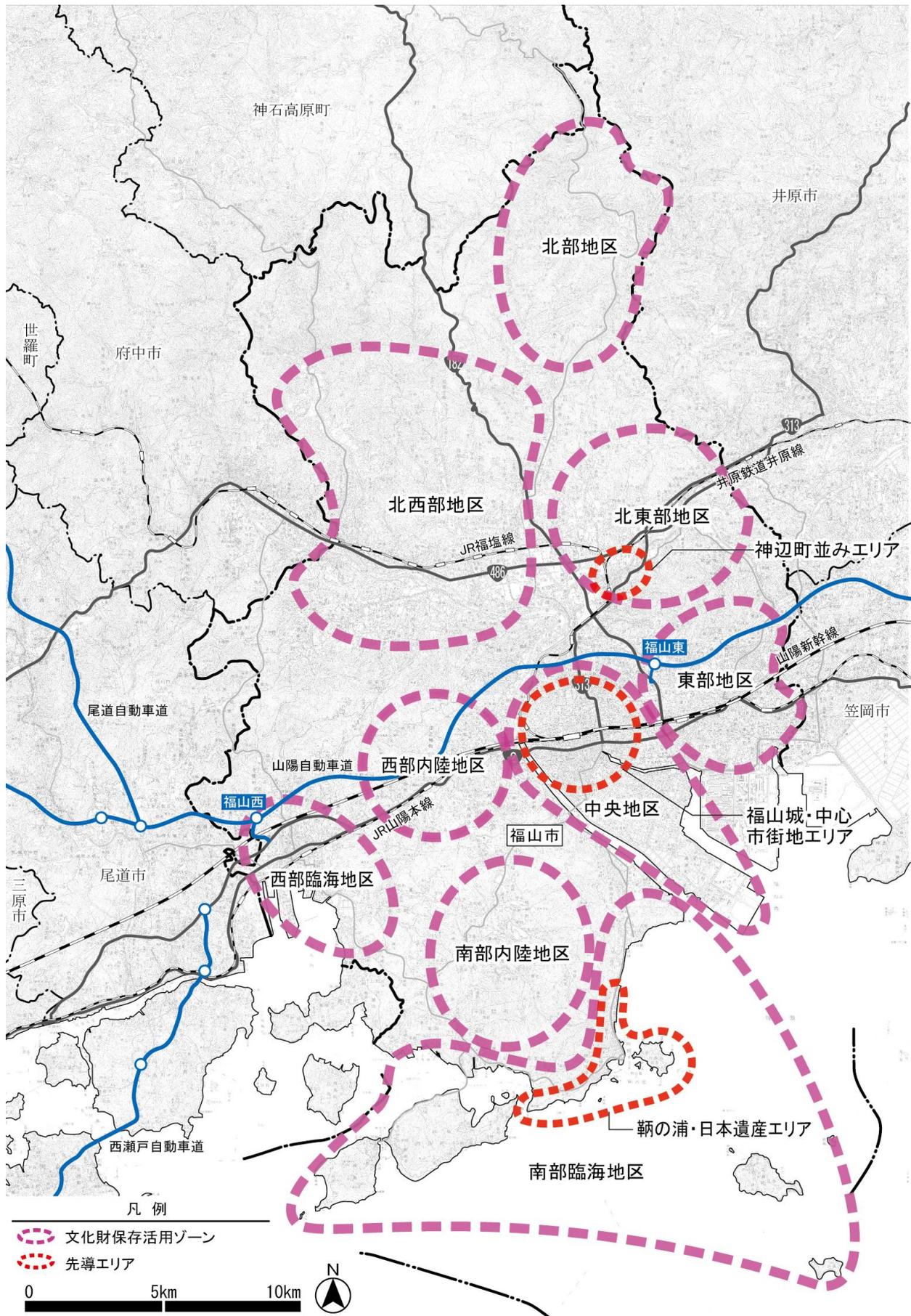


図 6-8 文化財保存活用ゾーンと先導エリア

2 文化財保存活用先導エリア

(1) 福山城・中心市街地エリア（中央地区）

ア 文化財保存活用先導エリアに関する基本的事項

【設定の考え方】

中世港湾都市が所在した遺跡、及び江戸時代の旧城下町やその周辺の干拓地を中心とした文化財保存活用先導エリアです。文化財保存活用ゾーンの「中央地区」に位置します。

このエリアには、福山城や城下町が存在した場所、及びその南の干拓地を中心に、芦田川右岸の明王院一帯を含めた範囲で、明王院一帯は中世、その他の範囲は近世の文化財が集積しています。

これらのうち、福山城跡においては、築城 400 年記念事業を進めてきました。また、福山城一帯から中央公園に至る範囲は「居心地が良く歩きたくなる」エリアとするための取組を官民連携で進めています。

したがって、既にエリアとして文化財の保存活用に関係する取組を行っています。こうした取組をさらに発展させ、中世と城下町の遺産、そして戦災の記憶と復興を継承する『ばらのまち』を、市民・地域・行政で守り、生かすため、文化財保存活用ゾーン（中央地区）の先導エリアとして設定します。

【名称】

福山城・中心市街地エリア

【エリアの概要】

このエリアの中心となる福山城跡には、文化財建造物として筋鉄御門、伏見櫓、鐘櫓、旧内藤家長屋門があります。天守などは 1945 年(昭和 20 年)の福山大空襲で焼失しましたが、月見櫓、御湯殿とともに復興されました。

福山城跡の周辺は、中心市街地となっていますが、かつては城郭及び城下町が広がっていた範囲であり、福山城跡小丸山、福山城三之丸北御門外柵石塁跡、福山城三之丸西御門櫓台跡、水野勝成墓、土手等の干拓の遺構などが残されています。また、旧城下町一円では江戸時代中期に始まった、盆踊りの一種が起源といわれる「二上りおどり」が継承されています。

旧城下町の南西側・草戸町では、福山城と城下を見渡す位置に明王院があり、五重塔や本堂などの伽藍が、周囲の緑と一体となって建ち並んでいます。明王院のすぐ東側には、中世の港湾都市・草戸千軒町遺跡が所在し、現在は芦田川が流れていますが、そこで出土した遺物や遺構から草戸千軒町の姿と暮らしに関する展示が、広島県立歴史博物館（草戸千軒ミュージアム）で行われています。

また、現在の福山平野の大部分は、近世の干拓によって生まれたもので、城下町より南側は農地が広がっていました。今では大部分が市街地となっていますが、一部残された農地では伝統的な農産物であるクワイの栽培が継承され、本市の特産品となっています。

この他、様々な句碑・石碑、旧陸軍施設の跡、福山市旧佐波浄水場、市民の戦災復興の象徴となっているばら公園などがあり、中世や近世、近・現代の歴史や文化に触れることができる『ばらのまち福山』を代表する都市空間です。

表 6-10 先導エリア「福山城・中心市街地エリア」内の文化財

(1/2)

指定等	種類	種別	名称
国指定	有形文化財	建造物	明王院五重塔
国指定	有形文化財	建造物	明王院本堂
国指定	有形文化財	建造物	福山城筋鉄御門
国指定	有形文化財	建造物	福山城伏見櫓
国指定	有形文化財	彫刻	木造十一面観音立像（明王院）
国指定	記念物	遺跡	福山城跡
県指定	有形文化財	建造物	明王院庫裡
県指定	有形文化財	建造物	明王院山門
県指定	有形文化財	建造物	明王院書院
県指定	有形文化財	建造物	観音寺表門
県指定	有形文化財	建造物	観音寺本堂
県指定	有形文化財	絵画	絹本著色不動明王像（胎蔵寺）
県指定	有形文化財	絵画	絹本著色水野勝成像（賢忠寺）
県指定	有形文化財	絵画	絹本著色水野忠重像（賢忠寺）
県指定	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像ならびに脇侍二菩薩の獅子座および白象座（胎蔵寺）
県指定	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩立像（能満寺）
県指定	有形文化財	工芸品	革包茶糸威二枚胴具足（賢忠寺）
県指定	民俗文化財	無形	二上りおどり
県指定	記念物	遺跡	水野勝成墓
県指定	記念物	地質鉱物	福山衝上断層（奈良津露頭）
市指定	有形文化財	建造物	旧内藤家長屋門
市指定	有形文化財	建造物	草戸愛宕神社本殿
市指定	有形文化財	建造物	七重石層塔（明王院）
市指定	有形文化財	建造物	石層塔残欠（明王院）
市指定	有形文化財	建造物	福山城鐘櫓
市指定	有形文化財	建造物	明王院護摩堂
市指定	有形文化財	建造物	明王院鐘楼
市指定	有形文化財	絵画	紙本著色訶梨帝母乾闥婆王像（明王院）
市指定	有形文化財	絵画	絹本紺地金泥種子両界曼荼羅図（明王院）
市指定	有形文化財	絵画	紙本著色十一面観音像千仏図（明王院）
市指定	有形文化財	絵画	絹本著色釈迦二十二部衆像（明王院）
市指定	有形文化財	絵画	絹本著色不動明王像（明王院）
市指定	有形文化財	絵画	護摩堂本尊背障壁裏絵（明王院）
市指定	有形文化財	絵画	紙本墨画不動明王像（明王院）
市指定	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像（一心寺）
市指定	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像（弘安寺）
市指定	有形文化財	彫刻	木造南無太子像（明王院）
市指定	有形文化財	彫刻	木造不動明王立像（明王院）
市指定	有形文化財	彫刻	木造不動明王立像（明王院）
市指定	有形文化財	工芸品	金銅製土砂容器（日光寺）
市指定	有形文化財	書跡・典籍	紺紙金字大般若波羅密多経（明王院）
市指定	有形文化財	書跡・典籍	野々口立圃文書
市指定	有形文化財	考古資料	墓石群（明王院）
市指定	記念物	遺跡	阿部正方墓域
市指定	記念物	遺跡	伝足利義昭居館跡「葦山」
市指定	記念物	遺跡	福山城跡小丸山
市指定	記念物	遺跡	福山城三之丸北御門外柵石墨跡

表 6-10 先導エリア「福山城・中心市街地エリア」内の文化財

(2/2)

指定等	種類	種別	名称
市指定	記念物	遺跡	福山城三之丸西御門櫓台跡
市指定	記念物	遺跡	水野勝俊墓域
国登録	有形文化財	建造物	福山市旧佐波浄水場配水池
国登録	有形文化財	建造物	福山市福寿会館
国登録	有形文化財	建造物	福山誠之館高等学校記念館
未指定	有形文化財	建造物	喜多流大島能楽堂
未指定	有形文化財	建造物	木下夕爾句碑
未指定	有形文化財	建造物	洪水犠牲者慰霊碑
未指定	有形文化財	建造物	光善寺英霊堂
未指定	有形文化財	建造物	小阪山墓田碑
未指定	有形文化財	建造物	三蔵稻荷神社能舞台
未指定	有形文化財	建造物	関藤藤陰先生碑
未指定	有形文化財	建造物	天神坂馬供養塔
未指定	有形文化財	建造物	万宝山石碑の台石
未指定	有形文化財	歴史資料	福山誠之館高等学校所蔵資料
未指定	有形文化財	歴史資料	道標（霞町追分、御船町、吉津）
未指定	記念物	遺跡	入川跡
未指定	記念物	遺跡	上田玄蕃一族の墓
未指定	記念物	遺跡	木之庄貝塚
未指定	記念物	遺跡	旧福山港跡
未指定	記念物	遺跡	旧陸軍歩兵第四十一連隊西門柱
未指定	記念物	遺跡	草戸千軒町遺跡
未指定	記念物	遺跡	佐戸島小学校跡
未指定	記念物	遺跡	三枚橋
未指定	記念物	遺跡	ばら公園
未指定	記念物	遺跡	福山医学黎明の地
未指定	記念物	遺跡	御手洗川の上水
未指定	記念物	遺跡	宮原直仰の墓
未指定	記念物	遺跡	三吉陣屋跡の大井戸
未指定	記念物	遺跡	藪路大峠
未指定	記念物	地質鉱物	蛙岩
未指定	文化的景観		どんどん池

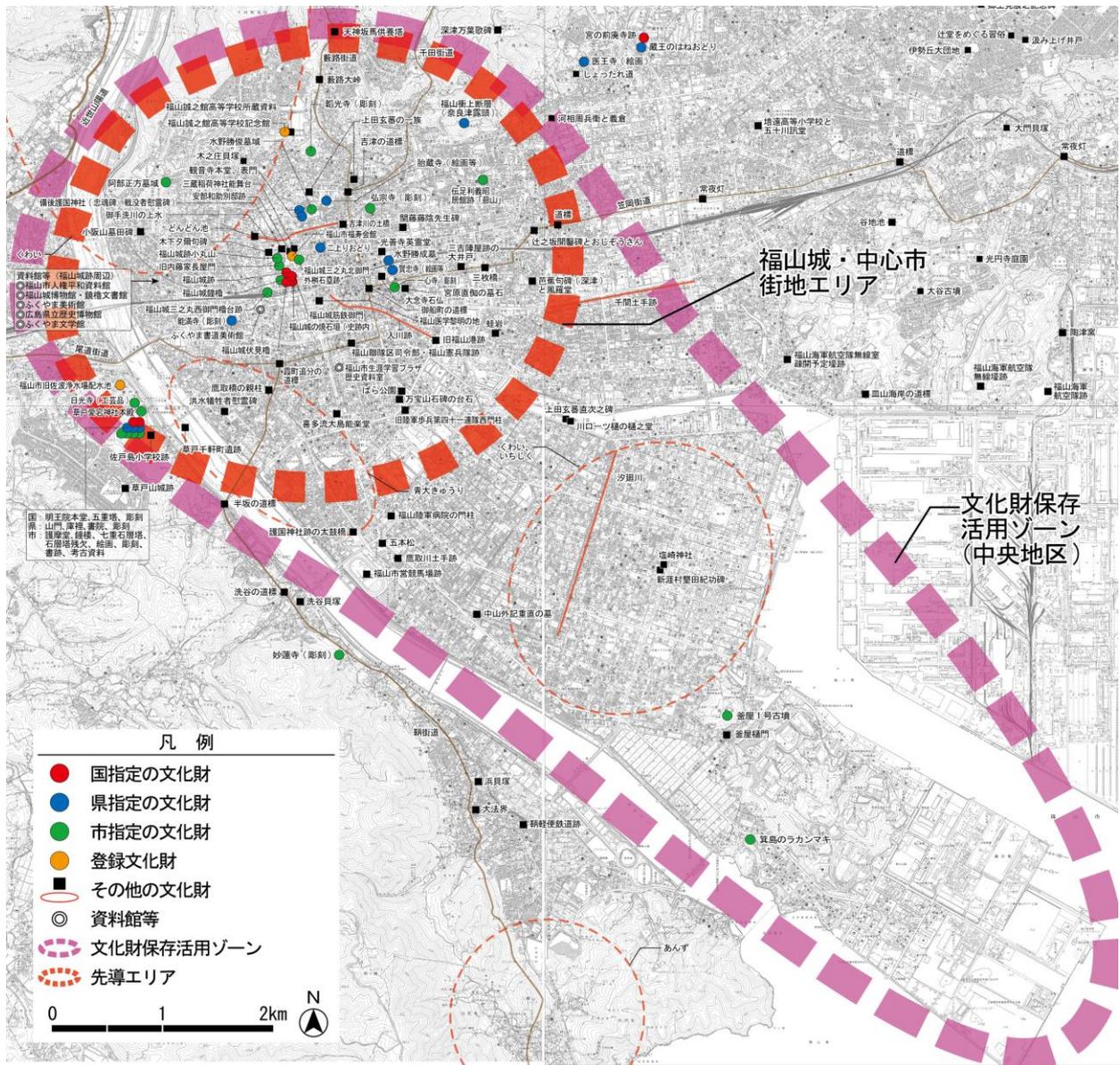


図 6-9 先導エリア「福山城・中心市街地エリア」



二上りおどり
(県無形民俗文化財)



ばら公園

イ 文化財保存活用先導エリアに関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・本エリアの中央の福山城跡及びその周辺、南西部の明王院一帯などにおいては、指定等文化財を中心に保存整備や活用が進んでいます。しかし、エリア全体をみると旧城下町や戦争遺跡、近現代の建造物などの価値の把握が十分ではなく、活用が限定的となっています。
- ・福山城ではボランティアガイドによる案内が行われていますが、本エリアに集積する様々な時代や分野の多様な文化財に対応する歴史文化ガイドやプログラムは少なく、福山城及びその周辺以外のエリア全体のガイダンス機能も十分ではありません。
- ・本エリアの中央に位置し、活用の核となるのが福山城跡です。築城 400 年記念事業で実施した「令和の大普請」等の成果を踏まえながら、整備や活用をさらに展開する必要があります。

【方針】

- 新たな構成文化財の把握や価値の調査・顕在化と構成文化財の保存整備に取り組みます。
- 民間での活動やまちづくりとの連携と支援に努めながら、歴史文化ガイドの育成やプログラムの開発などを行い、市民や観光客等が構成文化財をめぐったり、学んだりするような情報発信や体験機会の確保に取り組みます。あわせて、案内板や誘導板、説明板などを設置し、エリア全体のガイダンス機能の整備に取り組みます。
- 本エリアや更には文化財保存活用ゾーン（中央地区）の取組の核となるよう、福山城跡の保存整備や活用を推進します。

【措置】

文化財保存活用先導エリアに関する方針を踏まえ、「福山城・中心市街地エリア」の措置を次のとおり設定します。

表 6-11 先導エリア「福山城・中心市街地エリア」の措置一覧（※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲）（1/3）

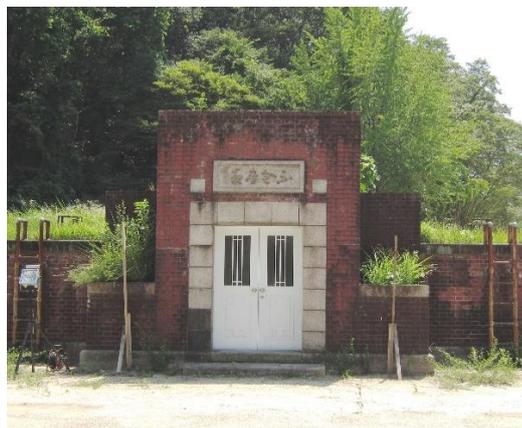
分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化	1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進	継続 ①市内遺跡発掘調査 埋蔵文化財包蔵地について、開発等に伴う発掘調査（試掘調査・確認調査）や記録保存などを継続的に実施し、埋蔵文化財の保護と本市の歴史文化の解明に努める。	○		◎	市・他			
		継続 ②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。	○		◎	市・他			
		拡充 ④無形文化財実態調査★ 担い手の減少などによって保存継承が危惧される祭りや年中行事、民俗芸能、食文化、伝統産業などの無形文化財の現地調査を実施する。	○	○	◎	市・他			
		拡充 ⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他			
	1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組	継続 ②東京阿部家資料の調査 東京阿部家から寄贈・寄託を受けた資料の写真撮影や文書の解読を実施し、デジタルアーカイブ化や目録の作成などを行う。	○		◎	市・他			
		継続 ③福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)調査★ 福山城伏見櫓・筋鉄御門の本質的価値を明らかにするため、建造物、文献などの学術調査を実施する。	○		◎	市・他			
(1)文化財を大切にすることと体験・学習機	2-1-3 文化財や歴史に関わる講演会・講座等の開催	継続 ②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。	○	○	◎	市・他			
		2-1-4 文化財めぐり等の体験・学習機	拡充 ①文化財めぐりの実施★ 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。	○	○	◎	市・他		
	(2)文化財を保存・活用する	2-2-1 文化財の保存・活用に関する担い手・団体の育成	拡充 ④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他		
拡充 ⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。			○	◎	◎	市・他			

表 6-11 先導エリア「福山城・中心市街地エリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲) (2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
活動支援 (2)文化財を保存・活用する担い手づくりと	2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援	継続	①歴史文化ガイドとの連携強化(廉塾、福山城)★ 保存整備などで新たに得られた知見の共有や文化財に係る行事などを通じて、既存の歴史文化ガイドとの連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイドを養成する。		◎	◎	市・他			
		新規	⑤歴史文化ガイドプログラムの作成 本市の多種多様な歴史文化の魅力を市民や観光客など多くの人に発信するため、新たなガイドプログラムを作成する。	○	◎	◎	市・他			
整備(個々の文化財)	2-4-1 文化財の保存・整備	継続	②福山城跡(史跡・建造物)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画及び整備基本計画に基づき発掘調査や排水施設整備、建造物修理、石垣・建造物復元などの保存整備を実施する。			◎	国・市・他			
		継続	⑧明王院(国宝)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、国宝明王院五重塔の美観向上整備や仏像など所蔵資料の修理を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑭県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	県・市・他		
(5)文化財の案内・情報発信とガイドランス機能の強化	2-5-1 整備 説明板・案内板等のサイン類の計画的な充実	継続	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確保するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。	○		◎	市・他			
		拡充	②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。	○		◎	市・他			
	2-5-2 実・強化 ICTを活用した情報発信の充実	継続	①ホームページやSNS等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページやSNSで歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
		拡充	②VRやARなどの最新技術を活用した手法の検討★ VRやARなどの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
	2-5-3 文化財へのアクセスの充実	継続	①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他		
		新規	③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
		新規	④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。			◎	市・他			

表 6-11 先導エリア「福山城・中心市街地エリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲) (3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期	中期	後期	
		所有者	地域	市		~2025 (R7)	~2030 (R12)	~2033 (R15)	
(2) 周辺環境を含めた文化財の保存・活用による文化の薫り高い地域づくり (重要伝統的建造物群保存地区、文化財保存活用ゾーン、日本遺産)	3-2-2 文化財保存活用ゾーンの推進に向けた取組	拡充 ②2つの文化財保存活用ゾーン(鞆・福山城周辺)の取組★ 文化財保存活用ゾーン「中央地区」、「南部臨海地区」について、鞆と福山城を中心に文化財の保存と活用を継続して実施する。	○	◎	◎	市・他			
	新規	④文化財保存活用ゾーンの周知とまちづくりの促進 市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら、9つの文化財保存活用ゾーンの周知方法やまちづくりの促進の検討を行う。	○	◎	◎	市・他			



福山市旧佐波浄水場
(国：登録有形文化財)



阿部正方墓域 (市史跡)

(2) 鞆の浦・日本遺産エリア（南部臨海地区）

ア 文化財保存活用先導エリアに関する基本的事項

【設定の考え方】

福山市南部の臨海部において、海や海道に関わる遺産が数多く所在する文化財保存活用先導エリアです。文化財保存活用ゾーンの「南部臨海地区」に位置します。

このエリアの中心となる鞆は、本市の中で高い密度で文化財が集積している地区であり、指定等文化財が数多くあるとともに、港町の町並みは重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。また、日本遺産に認定され、本市を代表する観光地でもあります。

こうしたことから、文化財の保存整備などが行われているとともに、鞆町並み保存拠点施設「鞆てらす」等の施設が整備されています。

したがって、すでにエリアとして文化財の保存活用に関係する取組を行っています。こうした取組をさらに発展させ、海と海道が育んだ遺産を市民・地域・行政で守り、生かすとともに、文化財保存活用ゾーン（南部臨海地区）の先導エリアとして設定します。

【名称】

鞆の浦・日本遺産エリア

【エリアの概要】

このエリアは、鞆を中心に構成されます。

鞆は、福山市の中で最も高い密度で文化財が集積している地区であり、安国寺釈迦堂、沼名前神社能舞台、太田家住宅・太田家住宅朝宗亭をはじめ指定等文化財とともに未指定文化財も膨大な数に上ります。それらが歴史的町並みを構成し、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区は重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

また、指定・未指定を問わず、有形の民俗文化財や遺跡なども多数あり、お手火神事やお弓神事などの無形の民俗文化財や習俗、食文化なども継承されています。

鞆から阿伏兎岬一帯は、鞆公園として名勝に指定されており、朝鮮通信使が「日東第一形勝」（対馬より東で一番美しい景勝地という意）と称賛した景観が今日まで継承されています。

鞆公園の西端付近（沼隈半島南端）に位置する阿伏兎岬は、険しい海食崖となっており、そこには磐台寺観音堂があり、自然と人工物が一体となり、独特な景観を形成しています。

表 6-12 先導エリア「鞆の浦・日本遺産エリア」内の文化財

指定等	種類	種別	名称
国指定	有形文化財	建造物	安国寺釈迦堂
国指定	有形文化財	建造物	太田家住宅
国指定	有形文化財	建造物	太田家住宅朝宗亭
国指定	有形文化財	建造物	磐台寺観音堂
国指定	有形文化財	建造物	沼名前神社能舞台
国指定	記念物	遺跡	朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内
国指定	記念物	名勝地	鞆公園
県指定	有形文化財	建造物	沼名前神社鳥居
県指定	有形文化財	建造物	磐台寺客殿
県指定	有形文化財	建造物	弁天島塔婆（九層石塔婆）
県指定	記念物	遺跡	鞆七卿落遺跡
県指定	記念物	遺跡	平賀源内生祠
県指定	記念物	遺跡	備後安国寺
県指定	記念物	植物	安国寺のソテツ
県指定	記念物	地質鉱物	仙酔島の海食洞
県指定	記念物	地質鉱物	仙酔層と岩脈
市指定	有形文化財	建造物	岡本家長屋門
市指定	有形文化財	建造物	鞆の津の商家
市指定	有形文化財	建造物	沼名前神社石とうろう
市指定	有形文化財	建造物	磐台寺回廊鐘楼
市指定	民俗文化財	有形	鞆の津の力石
市指定	民俗文化財	無形	お手火神事
市指定	民俗文化財	無形	お弓神事
市指定	記念物	遺跡	大可島城跡
市指定	記念物	遺跡	鞆城跡
国登録	有形文化財	建造物	いろは丸展示館
国登録	有形文化財	建造物	南禅坊山門
国登録	有形文化財	建造物	南禅坊本堂
国登録	有形文化財	建造物	林家住宅主屋
未指定	有形文化財	建造物	小鳥神社
未指定	有形文化財	建造物	しまなみ信用金庫鞆支店
未指定	有形文化財	建造物	芭蕉句碑(鞆)
未指定	有形文化財	建造物	平の法界碑
未指定	無形文化財		保命酒
未指定	無形文化財		海苔
未指定	民俗文化財	無形	アイヤ節
未指定	民俗文化財	無形	祇園さん
未指定	民俗文化財	無形	茅の輪くぐり
未指定	民俗文化財	無形	八朔の馬出し
未指定	民俗文化財	無形	弁天島花火大会
未指定	記念物	遺跡	高射砲台跡
未指定	記念物	遺跡	鞆街道
未指定	記念物	名勝地	阿伏兎岬

イ 文化財保存活用先導エリアに関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・本エリアの中心である鞆では江戸時代の港町をテーマにしたストーリーが日本遺産に認定されており、今後、日本遺産と連携した情報発信が求められます。
- ・本エリアの重要伝統的建造物群保存地区では未指定文化財の把握が進んでいますが、それ以外の地域では未指定文化財の把握は十分に行われていません。
- ・鞆ではボランティアガイドの育成や案内板・誘導板、説明板の設置、文化財マップなどの作成が進んでおり現地を周遊する環境が整備されていますが、それ以外の地域では十分に行われていません。
- ・構成文化財が集中しているのが鞆であり、重要文化財等の保存整備や重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業、鞆町町並み保存拠点施設「鞆てらす」の整備・活用、観光振興などに取り組んでおり、これらの取組をさらに展開する必要があります。

【方針】

- 本エリア、更には文化財保存活用ゾーン（南部臨海地区）の範囲も考慮しながら、日本遺産と連携して情報発信を行います。
- 新たな構成文化財の把握や価値の調査・顕在化を図ります。
- 構成文化財の保存整備、説明板・案内板・誘導板の整備などに取り組みます。
- 民間での活動やまちづくりとの連携や支援に努めながら、ボランティアガイドの育成を図るとともに市民や観光客等が構成文化財をめぐったり、学んだりするような情報発信や体験機会の確保に取り組みます。
- 鞆においては、重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業の実施、空き家再生、鞆町並み保存拠点施設「鞆てらす」の運営など保存対策と観光振興などのまちづくりを進めます。

【措置】

文化財保存活用先導エリアに関する方針を踏まえ、「鞆の浦・日本遺産エリア」の措置を次のとおり設定します。

表 6-13 先導エリア「鞆の浦・日本遺産エリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲) (1/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
在化 (2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕	1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進	継続	②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。	○		◎	市・他			
		継続	③伝統的建造物の調査 近世を中心とする歴史的な町並みに所在する伝統的建造物の把握調査などを実施する。	○	○	◎	市・他			
		拡充	④無形文化財実態調査★ 担い手の減少などによって保存継承が危惧される祭りや年中行事、民俗芸能、食文化、伝統産業などの無形文化財の現地調査を実施する。	○	○	◎	市・他			
		拡充	⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他		
会の確保・充実 (1)文化財を大切にすること心づくりと体験・学習機	2-1-3 文化財や歴史に関わる講演会・講座等の開催	継続	②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。	○	○	◎	市・他			
		拡充	①文化財めぐりの実施★ 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。	○	○	◎	市・他			
	2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実	拡充	④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他			
(2)文化財を保存・活用する担い手づくりと活動支援	2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成	拡充	⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			
		2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援	拡充	②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他		
	歴史文化ガイドの育成・支援	拡充	③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイドを養成する。		◎	◎	市・他			
		新規	⑤歴史文化ガイドプログラムの作成 本市の多種多様な歴史文化の魅力を市民や観光客など多くの人に発信するため、新たなガイドプログラムを作成する。	○	◎	◎	市・他			

表 6-13 先導エリア「鞆の浦・日本遺産エリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲) (2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
(4)文化財の保存・活用及び整備(個々の文化財)	2-4-1 文化財の保存・整備	継続	④福禅寺(史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画に基づき福禅寺所蔵資料のガイダンス施設整備などの保存整備を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑨太田家住宅(重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、太田家住宅、太田家住宅朝宗亭の保存修理を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑩沼名前神社能舞台(重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画を策定し、鏡板の整備などを行う。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑫「世界の記憶」(市重文資料)の保存修理★ 適切な保存・活用に向けて、「世界の記憶」に登録されている「福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係資料」の保存修理を実施する。	◎		○	市・他			
		継続	⑭県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	県・市・他		
		(5)文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の強化	2-5-1 整備 説明板・案内板等のサイン類の計画的な充実	継続	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確認するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。	○		◎	市・他	
拡充	②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。			○		◎	市・他			
2-5-2 実・強化 ICTを活用した情報発信の充実	継続		①ホームページやSNS等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページやSNSで歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
	拡充		②VRやARなどの最新技術を活用した手法の検討★ VRやARなどの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
2-5-3 の充実 文化財へのアクセス・誘導板	継続		①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他		
	新規		③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
	新規		④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。			◎	市・他			

表 6-13 先導エリア「鞆の浦・日本遺産エリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲) (3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(2) 周辺環境を含めた文化財の保存・活用による文化の薫り高い地域づくり (重要伝統的建造物群保存地区、文化財保存活用ゾーン、日本遺産)	3-2-1	継続 ①鞆町伝建地区内における伝統的建造物の特定の推進 鞆町伝建地区内の所有者と協議・連携しながら伝統的建造物の特定を推進し、町並み保存を図る。	○	○	◎	市・他			
	まちづくり (鞆)	継続 ②補助制度を活用した修理・修景事業の実施 国の補助制度を活用しながら、鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、鞆町伝建地区内の修理・修景を継続的に実施する。	○	○	◎	市・他			
		継続 ③鞆町並み保存拠点施設の運営・維持管理 鞆町並み保存拠点施設を適切に運営・管理する。	○	○	◎	市・他			
		継続 ④空き家の再生活用による町並み保存の促進★ 鞆町並み保存拠点施設にて、鞆町内の空き家の情報収集・発信や相談業務などを行いながら空き家所有者と空き家利活用希望者のマッチングを行い、空き家の再生活用により町並み保存を促進する。	○	○	◎	市・他			
		3-2-2	継続 ①日本遺産(鞆)の情報発信の強化★ 鞆の浦を舞台に認定された日本遺産のストーリーについて、ホームページやパンフレットによる周知、グッズ販売、食の振る舞いイベントなどを通じて継続的に情報発信を行う。	○	◎	◎	市・他		
	取組	拡充 ②2つの文化財保存活用ゾーン(鞆・福山城周辺)の取組★ 文化財保存活用ゾーン「中央地区」、「南部臨海地区」について、鞆と福山城を中心に文化財の保存と活用を継続して実施する。	○	◎	◎	市・他			
新規 ④文化財保存活用ゾーンの周知とまちづくりの促進 市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら、9つの文化財保存活用ゾーンの周知方法やまちづくりの促進の検討を行う。		○	◎	◎	市・他			

朝鮮通信使遺跡
鞆福禅寺境内
(史跡)



磐台寺観音堂
(重要文化財)



(3) 神辺町並みエリア（北東部地区）

ア 文化財保存活用先導エリアに関する基本的事項

【設定の考え方】

福山市北東部において、街道を通じた遺産などが集積する文化財保存活用先導エリアです。文化財保存活用ゾーンの「北東部地区」に位置します。

このエリアでは、古代から近世に至る山陽道が通り、宿場町の面影を色濃く残す町並みがあるなど、様々な時代の文化財が連綿と継承されています。

これらのうち、旧神辺宿に所在する廉塾ならびに菅茶山旧宅では保存整備、神辺本陣では詳細な調査に取り組んでいます。

したがって、既にエリアとして文化財の保存活用に関係する取組を行っています。こうした取組をさらに発展させ、太古からの交通の要衝に息づく遺産を市民・地域・行政で守り、生かすため、文化財保存活用ゾーン（北東部地区）の先導エリアとして設定します。

【名称】

神辺町並みエリア

【エリアの概要】

このエリアは、古代から近世に至る山陽道が、福山市の中で唯一通り続けた歴史があります。

古代山陽道の近くには備後国分寺が位置し、その他にも古代寺院跡である中谷廃寺跡、小山池廃寺跡、中世山城跡である神辺城跡、要害山城跡が残り、この地の重要性を物語っています。

近世になると山陽道は、神辺で南下して尾道方面に向かい、従来の府中方面の街道との結節点となり、神辺宿は繁栄します。その繁栄を伝えるものとして、廉塾ならびに菅茶山旧宅や神辺本陣などを中心として歴史的町並みが残されています。この町並みには、本市では数少なくなった造り酒屋もあります。

エリア内に所在する菅茶山記念館では菅茶山に関する展示・解説や郷土ゆかりの人物の紹介、福山市神辺歴史民俗資料館では原始・古代から近・現代に至る神辺の歴史の解説や民俗資料の展示などを行っています。

民俗芸能としては、盆踊りの一種と考えられている神辺二上り踊りが継承されています。

記念物（動物・植物）としては、早田荒神社のムクノキ、神辺城跡のアベマキ、名越のアベマキなどがあり、季節を彩っています。

表 6-14 先導エリア「神辺町並みエリア」内の文化財

指定等	種類	種別	名称
国指定	記念物	遺跡	廉塾ならびに菅茶山旧宅
県指定	有形文化財	建造物	神辺本陣
県指定	記念物	遺跡	菅茶山の墓
県指定	記念物	遺跡	神辺本陣跡
市指定	民俗文化財	無形	神辺二上り踊り
市指定	記念物	植物	神辺城跡のアベマキ
市指定	記念物	植物	名越のアベマキ
市指定	記念物	植物	早田荒神社のムクノキ
未指定	有形文化財	建造物	天別豊姫神社
未指定	有形文化財	建造物	解剖記念碑
未指定	無形文化財		日本酒
未指定	記念物	遺跡	神辺城跡
未指定	記念物	遺跡	神辺城下町遺跡
未指定	記念物	遺跡	近世山陽道
未指定	記念物	遺跡	堰の跡
未指定	記念物	遺跡	平野一里塚跡
未指定	伝統的建造物群		歴史的町並み（神辺宿）



廉塾ならびに菅茶山旧宅（特別史跡）



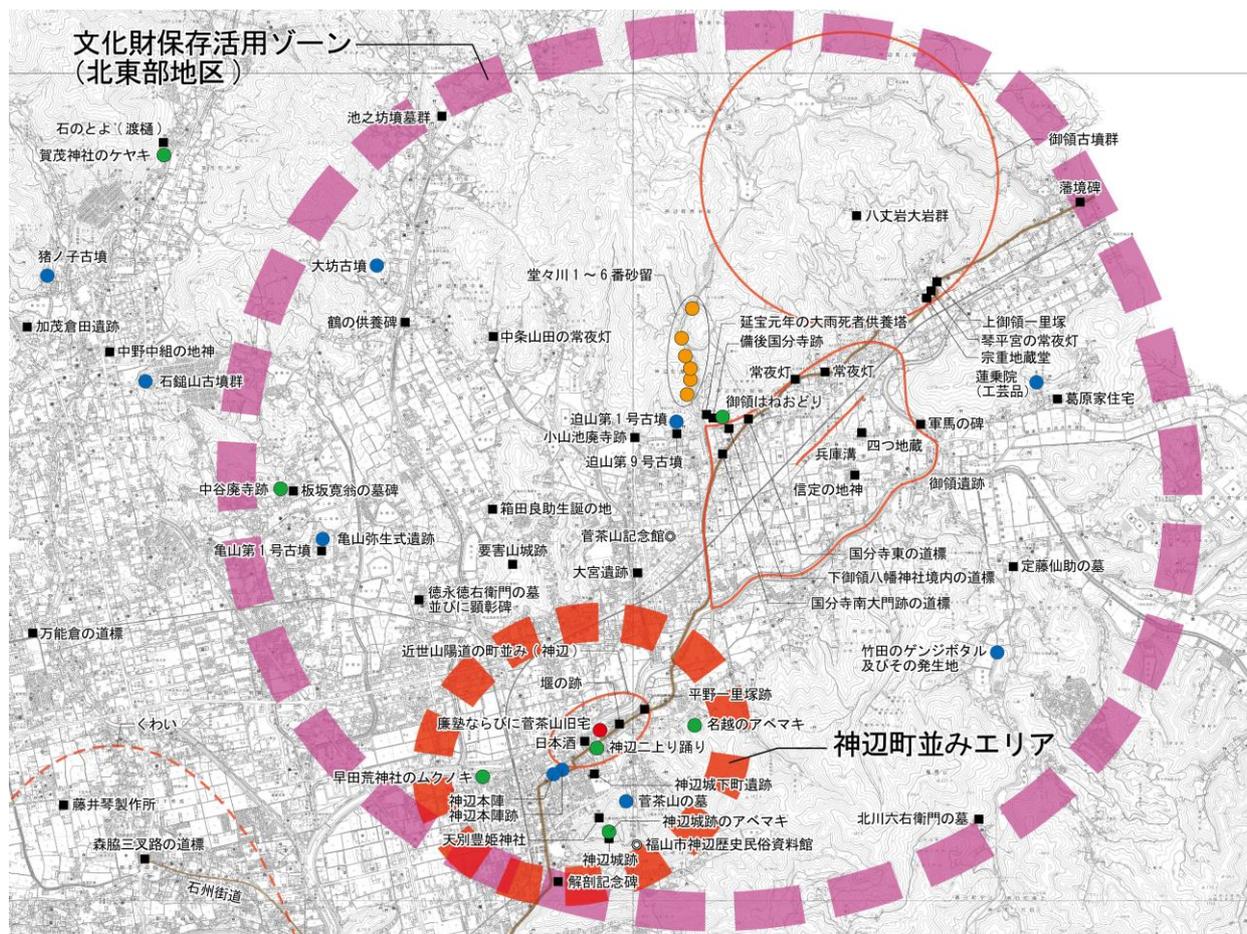
神辺本陣（県重要文化財）



神辺二上り踊り（市無形民俗文化財）



堰の跡



凡 例

- | | |
|-----------|--------------|
| ● 国指定の文化財 | ■ その他の文化財 |
| ● 県指定の文化財 | ◎ 資料館等 |
| ● 市指定の文化財 | ⬭ 文化財保存活用ゾーン |
| ● 登録文化財 | ⬭ 先導エリア |

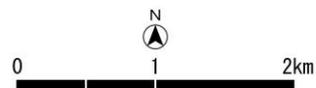


図 6-11 先導エリア「神辺町並みエリア」

イ 文化財保存活用先導エリアに関する課題及び方針・措置

【課題】

- ・中世から近世にかけて発展したエリアであり、未指定文化財が多数ありますが、把握調査は十分ではありません。
- ・周遊するためのマップは作成されていますが、周遊マップ、案内板や誘導板の整備は十分ではありません。また、廉塾ならびに菅茶山旧宅ではボランティアガイドによる案内は行われていますが、旧神辺宿全体やその周辺では行われていません。
- ・本エリアの中心的な位置にある旧神辺宿では、指定文化財の保存整備等に取り組んでおり、これらを計画的に実施し、エリアの魅力向上と活用につなげる必要があります。

【方針】

- 新たな構成文化財の把握や価値の調査・顕在化を図ります。
- 民間での活動やまちづくりと連携しながら、案内板や誘導板、説明板などを設置し、ガイド機能を整備します。また、ボランティアガイドの育成と確保に取り組みます。
- 廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存整備を進め、本エリアの取組の核にするとともに、その効果を波及させ、文化財保存活用ゾーンとしての魅力向上もめざします。

【措置】

文化財保存活用先導エリアに関する方針を踏まえ、「神辺町並みエリア」の措置を次のとおり設定します。

表 6-15 先導エリア「神辺町並みエリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(1/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期			
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)	
		所有者	地域	市					
(2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化	1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進	継続 ①市内遺跡発掘調査 埋蔵文化財包蔵地について、開発等に伴う発掘調査(試掘調査・確認調査)や記録保存などを継続的に実施し、埋蔵文化財の保護と本市の歴史文化の解明に努める。	○		◎	市・他			
		継続 ②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。	○		◎	市・他			
		継続 ③伝統的建造物の調査 近世を中心とする歴史的な町並みに所在する伝統的建造物の把握調査などを実施する。	○	○	◎	市・他		
		拡充 ⑥①~⑤以外の文化財の把握調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。	○	○	◎	市・他		
	1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組	継続 ④神辺本陣(県史跡・県重文)に関する調査★ 建造物や文献調査などにより基礎情報を整理するとともに、その価値の明確化を図る。	○		◎	市・他			
会の確保・充実	2-1-3 文化財や歴史に関わる講演会・講座等の開催	継続 ②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。	○	○	◎	市・他			
	2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実	拡充 ①文化財めぐりの実施★ 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。	○	○	◎	市・他			
担い手づくりと活動支援	2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成	拡充 ④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。	○	○	◎	市・他			
		拡充 ⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			

表 6-15 先導エリア「神辺町並みエリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(2/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
活動支援 (2)文化財を保存・活用する担い手づくりと	2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援	継続	①歴史文化ガイドとの連携強化(廉塾、福山城)★ 保存整備などで新たに得られた知見の共有や文化財に係る行事などを通じて、既存の歴史文化ガイドとの連携を強化する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。	○	◎	◎	市・他			
		拡充	③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイドを養成する。		◎	◎	市・他			
		新規	⑤歴史文化ガイドプログラムの作成 本市の多種多様な歴史文化の魅力を市民や観光客など多くの人に発信するため、新たなガイドプログラムを作成する。	○	◎	◎	市・他			
備(個々の文化財) (4)文化財の保存・活用及び整備	2-4-1 文化財の保存・整備	継続	①廉塾(特別史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画及び整備基本計画に基づき建物修理などの保存整備と駐車場などの便益施設整備を実施する。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑥神辺本陣(県史跡・県重文)の保存整備★ 建物のき損等に対して適宜応急修理を実施するとともに、適切な保存・活用に向けて建物の根本修理などの実施を検討する。	◎		○	国・県・市・他			
		継続	⑭県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。	◎		○	県・市・他			
(5)文化財の案内・情報発信とガイドサイン機能の強化	2-5-1 整備 説明板・案内板等のサイン類の計画的な計画	継続	①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確認するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。	○		◎	市・他			
		拡充	②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国人観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。	○		◎	市・他			
	2-5-2 実・強化 ICTを活用した情報発信の充実	継続	①ホームページやSNS等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページやSNSで歴史文化に関する情報の発信を行う。	○		◎	市・他			
		拡充	②VRやARなどの最新技術を活用した手法の検討★ VRやARなどの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。	○		◎	市・他			
	2-5-3 文化財へのアクセスの充実 の誘導板	継続	①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。		○	◎	市・他			
		新規	③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。	○		◎	市・他			
		新規	④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。			◎	市・他			

表 6-15 先導エリア「神辺町並みエリア」の措置一覧 (※第5章に記載の措置から関係する措置を再掲)

(3/3)

分野別方針	措置 ★:重点措置	措置の主体等			財源	取組時期				
		◎:主体 ○:協力・支援				前期 ~2025 (R7)	中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)		
		所有者	地域	市						
(2) 周辺環境を含めた文化財の保存・活用による文化の薫り高い地域づくり (重要伝統的建造物群保存地区、文化財保存活用ゾーン、日本遺産)	3-2-2	新規	③北東部地区(神辺)における文化財保存活用ゾーンの取組★ 文化財保存活用ゾーン「北東部地区」について、新たに神辺宿や古墳を中心に文化財の保存と活用に係る取組を実施する。	○	◎	◎	市・他			
		新規	④文化財保存活用ゾーンの周知とまちづくりの促進 市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら、9つの文化財保存活用ゾーンの周知方法やまちづくりの促進の検討を行う。	○	◎	◎	市・他			